

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状

400年以上前より高山城主金森氏による藩政時代が107年間続き、城の建設とともに町並みの区画割や河川、橋梁が整備されるなど、城下町としての中心部の基礎が出来上がっていった。

昭和9年の高山本線全通・高山駅開業以降、戦後の高度成長とともにまちなかの道路の拡幅工事や駐車場の整備が進んでいった。

昭和30年代以降、商店街振興組合の組織化により商店街通りが徐々に形成されていき、アーケードも併せて整備がされた。

また、昭和40年代頃から、地元住民が主体となった町並み保存活動も活発となっていき、町並み保存会の組織化や伝統的建造物群保存地区の指定などもあり、歴史的な町並みが現在も色濃く残されている。

本市の中心市街地は、鉄道により東西が分断されており、駅西地区から駅東地区の商店街あるいは歴史的な観光エリアへの往来が不便な状態となっている。

また、高山駅は国内外から多くの観光客を迎え入れる飛騨高山の玄関口となっているが、開業後80年が経過しており、老朽化とともにバリアフリーといった現在のニーズに対応できていないなど様々な問題を抱えている。

中心市街地には昔ながらの町割りが多く残されており、幅員の狭い道路や一方通行が多いことから、自動車の高速通過がそれほどなく、歩行者にとっては車両による危険性を感じる事が少ない。

しかし、現在は自動車移動を中心とした生活形態となっており、歩行者や自転車による移動を主体とした市民や観光客にやさしいまちづくりへの転換を図っている。

###### (2) 必要性

飛騨高山の玄関口であり交通の結節点である高山駅周辺は、日々の通勤・通学、観光などで多くの人々が利用するエリアとなっているが、さらに周辺部の高齢者等が公共交通機関を利用して中心市街地へ移動したり駅西地区の居住者が気軽に歩いて鉄道を横断し商店街などで買い物等ができるよう整備をしていく必要がある。

中心市街地のさらなる活性化を図るためには、中心商店街の機能強化や歴史的な町並みの保存と活用に加え、多くの市民や観光客が利用する高山駅周辺の機能強化と中心部の回遊性の向上を図っていくことが重要である。

このため、高山駅新駅舎及び東西自由通路、駅前広場、交流広場等の整備に併せ、周辺部の景観の向上を図り、鉄道で分断されている東西地区の往来をしやすくするとともに、誰もが安心して安全に移動できるよう、バリアフリー化を含めた道路整備による快適な歩行空間の創出により、新たな人の流れを創り出していく必要がある。

###### (3) フォローアップの考え方

毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

[ 2 ] 具体的事業の内容

( 1 ) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

( 2 ) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 駅東口駐車場整備事業 〔事業内容〕 高山駅東口における 駐車場整備 A=550 m <sup>2</sup> 〔実施時期〕 平成 29 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区) 〔実施時期〕 平成 29 年度	計画区域の重複
〔事業名〕 駅東口駐輪場整備事業 〔事業内容〕 駅東口における駐輪場整備 A=300 m <sup>2</sup> 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区) 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 29 年度	計画区域の重複
〔事業名〕 駅前広場整備事業 〔事業内容〕 東西駅前広場の整備 東口 A=5,500 m <sup>2</sup> 西口 A=3,400 m <sup>2</sup>	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市	計画区域の重複

〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度		強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	街地地区) 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 29 年度	
〔事業名〕 高山駅東西線（自由通路）整備事業 〔事業内容〕 駅東西を結ぶ自由通路の修景及びモニユメントの設置 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区） 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度	計画区域の重複
〔事業名〕 駅東口公衆トイレ整備事業 〔事業内容〕 駅東口における公衆トイレ（多目的型公衆トイレを含む）の設置  1 箇所  〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 28 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区） 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 28 年度	計画区域の重複
〔事業名〕 観光案内所整備事業 〔事業内容〕 駅東口における観光案内所の設置 A=50 m <sup>2</sup>  〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 29 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区） 〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 29 年度	計画区域の重複

<p>〔事業名〕 駅西口公衆トイレ整備事業</p> <p>〔事業内容〕 駅西口における公衆トイレ（多目的型公衆トイレを含む）の設置</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～ 平成29年度</p>	市	<p>鉄道の発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため、必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～ 平成29年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 駅西口駐輪場整備事業</p> <p>〔事業内容〕 駅西口における駐輪場整備 A=300m<sup>2</sup></p> <p>〔実施時期〕 平成28年度</p>	市	<p>鉄道の発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛騨地域における都市的サービスの拠点として飛騨の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 旧森邸等整備事業</p> <p>〔事業内容〕 伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能を持つ交流広場として整備する。</p> <p>民家改修（1棟） 延床面積 約310 m<sup>2</sup> 土蔵改修（3棟） 延床面積 約450 m<sup>2</sup></p> <p>交流広場 面積 約1,930 m<sup>2</sup></p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成29年度</p>	市	<p>歴史的風致の拠点施設である飛騨高山まちの博物館に近接し、良好な町並み景観を形成している空き家を取得して改修を行い、伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地については防災機能を持つ交流広場として整備する。</p> <p>施設内にはやすらぎの空間を創出するとともに飛騨高山の伝統文化等を紹介し、歴史ある中心市街地の魅力をより高める観光交流センターを整備することは、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成29年度</p>	計画区域の重複

<p>〔事業名〕 高山駅周辺土地区画 整理事業</p> <p>〔事業内容〕 区画道路他整備</p> <p>〔実施時期〕 平成10年度～ 平成30年度</p>	市	<p>都市計画道路、駅前広場等の公共施設の整備と併せて商業・業務施設の拠点的整備、東西連絡路の整備、良好な居住環境の整備を行い、当該地域の秩序ある発展に寄与し、飛騨地域における高次商業拠点の形成を図ることを目的とする。</p> <p>また、安全かつ快適な歩行者空間を形成することにより歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成29年度</p>	
<p>〔事業名〕 景観重要建造物等修景事業(景観重要建造物)</p> <p>〔事業内容〕 景観重要建造物の修景工事に要した費用の一部を補助する。</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	市	<p>景観的に価値のある建造物や国の登録有形文化財を景観法における「景観重要建造物」に指定するとともに、その所有者に対し、建造物の外観を維持するために必要な修理や修景に要する経費の一部を助成する。</p> <p>歴史的景観を保存し、町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、対象地区における居住者の維持と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 景観重要建造物等修景事業(市街地景観保存区域)</p> <p>〔事業内容〕 市街地景観保存区域において、建築物の新築、増築、改築時に一定の要件を満たした建築工事に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	市	<p>市街地景観保存区域内において行われる、建築物の新築・改築・修理等の行為が伝統的な構法を基本とした一定の基準を満たす場合、その所有者に対し、当該行為に要する経費の一部を助成することで、良好な町並み景観の形成を推進する。</p> <p>町並み景観の保存に取り組むことにより、市街地景観保存区域内における居住者の増加と町並みに対する住民意識の高揚を図るものであり、住みやすいまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	

<p>〔事業名〕 塀等設置補助事業</p> <p>〔事業内容〕 景観に配慮した塀等を設置する事業に対し補助する。 市街地景観保存区域内においては整備費の2/3、1.8mあたり10万円、1箇所あたり限度額60万円)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	市	<p>景観重点区域内において道路や河川に面している塀及び道路や河川から眺望できる部分に設置する塀で一定の基準を満たす場合、その新設または改修に要する経費の一部を助成する。</p> <p>歴史的な町並み景観の保存を推進し住みやすいまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 生け垣等設置補助事業</p> <p>〔事業内容〕 都市計画区域内で道路に面している生垣、及び道路から眺望できる部分に設置する生垣の設置を促進し、緑豊かな生活環境の創出のために生けがきの整備に対し補助する。(整備費の2/3、限度額：18万円)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	市	<p>道路に面している生け垣及び道路から眺望できる部分に設置する生け垣で一定の基準を満たす場合、その設置に要する経費の一部を助成することで、町並み景観及び環境の向上を図る。</p> <p>緑豊かな生活環境とやすらぎのある回遊空間を創出し居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 高山の景観にふさわしい看板設置補助事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地区域の良好な景観の創出を図</p>	市	<p>高山の景観にふさわしくない看板の撤去に要する経費の一部を助成することで歴史的な町並み景観の保存を推進する。</p> <p>居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p>	計画区域の重複

<p>るため、看板の撤去に対し補助する。(屋上広告の撤去 10/10、限度額 300 万円、電光掲示板の撤去 10/10、限度額 100 万円)</p> <p>〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>			<p>〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	
<p>〔事業名〕 高山の景観にふさわしい駅舎修景整備事業</p> <p>〔事業内容〕 高山駅舎建て替えに伴い、景観に配慮した駅舎の修景整備を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度</p>	市	<p>高山駅東西線(自由通路)の新設や高山駅が橋上駅舎化されることに伴い、駅舎修景整備を行うことにより、高山にふさわしい駅空間の創出に寄与するものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 車両進入規制実験事業</p> <p>〔事業内容〕 三町伝建地区内及び周辺の市道を対象路線とし、車両進入制限を住民や関係者の合意形成を図りながら段階的に実施する。 自主制限(実施主体:対象路線を含む町内会、景観町並保存連合会及び市で構成する協議会)</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	市	<p>本市には年間約 400 万人の観光客が訪れ、特に休日における観光エリアは、観光バス、乗用車が大幅に増加し、まちなかの混雑を招いている。</p> <p>観光客等歩行者が安心して観光エリアを散策できるよう、車両の進入を制限する内容検討及び実証実験を実施することは、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (高山市中心市街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 30 年度</p>	計画区域の重複

平成 30 年度				
<p>〔事業名〕 公衆無線 LAN 整備 実験事業</p> <p>〔事業内容〕 まちなかにおいて公 衆無線 LAN を整備 する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	市	<p>中心市街地において無料でインターネット が利用できるWi-Fi環境を構築し、国内外 からの来訪者の増加や滞在時間の長期化を 図るための実験事業を行う。</p> <p>また、初回接続時の登録情報データを集約 し、利用者の動向を把握するとともに、災害 時等において登録メールアドレスに対し緊急 情報メールの配信を行う。</p> <p>近年急増している外国人観光客に対して、 「インターネット接続環境」や「観光・緊急 情報等」を提供するとともに、さらなる観光 客誘致に向けた「マーケティング」に活用す るもので、にぎわいのあるまちを実現する ため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総 合交付金 (都市再生整備 計画事業) (高山市中心市 街地地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 30 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
<p>〔事業名〕 市道朝日町神田線整 備事業 (道路施設バリアフ リー整備事業)</p> <p>〔事業内容〕 誰もが安全で快適に 通行できる歩行者空 間を形成するため、歩 道段差解消等の整備 を行う。</p> <p>L=2,931m (中心市街地エリア内 2,557m、エリア外 374m)</p> <p>〔実施時期〕 平成 26 年度～</p>	市	<p>融雪ブロックや視線誘導灯の整備、歩車 共存型バリアフリー道路の整備など誰に もやさしい歩行者空間の形成により、歩行 者の増加を図るものであり、住みやすいま ちとにぎわいのあるまちを実現するため 必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 防災・安全交付金 (道路事業)</p> <p>〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 31 年度</p>	



平成 31 年度				
〔事業名〕 市道名田川原町線整備事業 (消融雪側溝整備事業) (流雪溝整備事業) 〔事業内容〕 消融雪側溝を整備し、除雪費用の軽減と快適で安全なまちづくりを推進する。 L=2,464m 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 31 年度	市	冬季における観光客や市民の安全かつ快適な歩行者空間を確保するため、流雪溝(消融雪側溝)を整備し、雪またじ(除雪)の労力と費用の軽減を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 防災・安全交付金(道路事業) 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 31 年度	
〔事業名〕 高山駅周辺土地区画整理事業 〔事業内容〕 花里本母線他 2 路線整備 A=8.6ha 〔実施時期〕 平成 10 年度～ 平成 30 年度	市	鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛驒地域における都市的サービスの拠点として飛驒の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化のほか、無電柱化、緑化等を行い快適な居住環境を整備するなど交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金(道路事業(区画)) 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 29 年度	
〔事業名〕 西之一色花岡線整備事業 〔事業内容〕 都市計画道路整備 L=496m 〔実施時期〕 平成 22 年度～ 平成 29 年度	市	高山駅周辺土地区画整理事業に併せて実施する都市計画道路の整備事業であり、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図り、飛驒地域における都市的サービスの拠点として飛驒の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化のほか、無電柱化、緑化等を行い快適な居住環境を整備することで、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 〔実施時期〕 平成 26 年度～ 平成 29 年度	

<p>〔事業名〕 高山駅東西線整備事業</p> <p>〔事業内容〕 橋上駅舎と一体となった駅東西を結ぶ自由通路の新設 L=120m</p> <p>〔実施時期〕 平成24年度～ 平成29年度</p>	市	<p>高山駅周辺土地区画整理事業に合わせて実施する駅東西を結ぶ自由通路の整備であり、JR高山本線で分断されている東西地区を結ぶことにより新たな動線が生まれ、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成29年度</p>	
<p>〔事業名〕 高山駅東口線整備事業</p> <p>〔事業内容〕 都市計画道路整備 L=221m</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成30年度</p>	市	<p>本事業は、都市計画道路、駅前広場等の公共施設の整備と併せて商業・業務施設の拠点の整備、東西連絡路の整備、良好な居住環境の整備（無電柱化、緑化等）を行い、当該地域の秩序ある発展に寄与し、飛騨地域における高次商業拠点の形成を図ることを目的とする。</p> <p>また、安全かつ快適な歩行者空間を形成することにより歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>〔実施時期〕 平成26年度～ 平成29年度</p>	

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 歴史的町並保存事業</p> <p>〔事業内容〕 伝統的建造物群保存地区内の建築物の修理修景事業に対する補助事業 6件/年</p> <p>〔実施時期〕 昭和54年度～</p>	市	<p>伝統的建造物群保存地区の町並みは高山市の歴史的風致の中核をなすものであり、その修理修景事業により保存地区における居住者の維持と四季折々の暮らしの文化の継承を図るものであり、住みやすいまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 重要伝統的建造物群保存地区保存事業</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>	

<p>〔事業名〕 歴史的町並防災対策事業</p> <p>〔事業内容〕 防火帯として土蔵を活用するなどして、重要伝統的建造物群保存地区の防災力を歴史的景観を損なうことなく高める。</p> <p>5件/年</p> <p>〔実施時期〕 昭和54年度～</p>	市	<p>伝統的建造物群保存地区において、防災計画に基づき土蔵などを防火帯として活用するなど歴史的景観を損なわないように防災力を高める取り組みにより、保存地区における居住者の維持を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 重要伝統的建造物群保存地区保存事業</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>	
<p>〔事業名〕 駅西交流広場、駐車場整備事業</p> <p>〔事業内容〕 高山駅周辺整備事業地内に様々なイベントの実施が可能な交流広場等を整備する。</p> <p>広場：2,840㎡、駐車場：5,400㎡</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～ 平成29年度</p>	市	<p>高山駅周辺整備事業地内に、交流機能をもった交流広場等の整備を行い、飛騨の玄関口に位置する交流拠点施設として位置付け、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす施設とする。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～ 平成29年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 高山にふさわしい駅前景観創出事業</p> <p>〔事業内容〕 駅周辺整備の完了に伴い、飛騨高山の玄関口としてふさわしい良好な景観へと修景する。</p> <p>20箇所</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>	市	<p>屋外広告物等が乱立し、統一感に欠けるなど「飛騨高山」の玄関口として景観が不良のため、修景整備を推進することにより、町並み景観及び環境の向上を図る。</p> <p>町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>	計画区域の重複

<p>〔事業名〕 駅前中央通り再生整備事業</p> <p>〔事業内容〕 駅前の景観修景の一環として、道路施設をグレードアップし、駅前歩行空間の高質化を図る。(舗装改修、ベンチ、植栽等)</p> <p>L=50m、A=800㎡</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度</p>	市	<p>屋外広告物等が乱立し、統一感に欠けるなど「飛騨高山」の玄関口として景観が不良のため、修景整備を推進することにより、町並み景観及び環境の向上を図る。</p> <p>町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 歴史的地区環境整備街路無電柱化事業</p> <p>〔事業内容〕 高山駅から歴史的町並への動線の電線地中化により東西の歩行者軸を整備する。</p> <p>市道上一之町花里線 L=660m</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成34年度</p>	市	<p>高山駅から古い町並へ直進する重要路線の電線地中化により歩行空間を創出することにより、町並み景観の向上を図る。</p> <p>町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 歴史的地区環境整備街路再生整備事業</p> <p>〔事業内容〕 高山駅から歴史的町並への動線の舗装のリニューアルにより東西の歩行者軸を整備する。</p> <p>市道上一之町花里線 L=660m</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度～ 平成34年度</p>	市	<p>高山駅から古い町並へ直進する重要路線の景観配慮型舗装により歩行空間を創出することにより、町並み景観の向上を図る。</p> <p>町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度</p>	計画区域の重複
<p>〔事業名〕 下町拠点施設整備事業</p>	市	<p>下二之町、大新町の伝建地区内の空き家を取得し、修景・修理し、若者を中心とし</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり</p>	計画区域の重

<p>業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を取得し、下町における新たな拠点施設として整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>		<p>た活動拠点施設として整備する。</p> <p>若者を中心とした活動拠点施設は、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>	<p>複</p>
<p>〔事業名〕 町並み景観歩行空間創出事業</p> <p>〔事業内容〕 古い町並周辺、江名子川散策路等の市道について、景観に配慮した材質、木製蓋などにより修景整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道本町線 L = 340 m、舗装 A = 2,000 m<sup>2</sup></li> <li>・市道上二之町大新町線 L = 500 m、自然石側溝 L = 1,000 m</li> <li>・市道千島松本線 L = 200 m、景観配慮型側溝 L = 400 m</li> <li>・市道若達花岡線 L = 350 m、舗装 A = 1,400 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度</p>	<p>市</p>	<p>上質な舗装や自然石側溝、木製蓋等により本物志向の歩行空間を整備し、町並み景観の向上を図る。</p> <p>町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度</p>	<p>計画区域の重複</p>
<p>〔事業名〕 日本遺産活用整備事業</p> <p>〔事業内容〕 日本遺産を構成する文化財の案内看板等を整備する。</p> <p>30箇所</p> <p>〔実施時期〕</p>	<p>市</p>	<p>当市が指定を受けた「日本遺産」を構成する文化財の案内看板等の整備により、周遊観光の促進と周辺の活性化を図る。</p> <p>歴史的景観を保存し、町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区)</p> <p>〔実施時期〕</p>	<p>計画区域の重複</p>

平成29年度～ 平成31年度			平成29年度～ 平成31年度	
〔事業名〕 スポット等整備事業 〔事業内容〕 休憩施設や情報揭示施設等を備えたまちかどスポットを「憩いの場」として整備し、併せて駐車場の目隠し等を整備する。 スポット6箇所 駐車場目隠し3箇所 〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度	市	市民や観光客の憩いの場となる「まちかどスポット」について、休憩機能の充実を図るための再整備を行うとともに、駐車場の目隠し等の整備を行う。 整備にあたっては、人の流れを考慮した配置により回遊性を向上させるとともに、歩いて楽しむことができる魅力ある空間を形成する。歩行者の増加を図ることは、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度	計画区域の重複
〔事業名〕 高山の景観にふさわしい看板設置事業 〔事業内容〕 中心市街地区域の良好な景観の創出を図るため、看板の撤去及び改修を行う。 〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度	市	高山の景観にふさわしい看板の設置及びふさわしくない看板の撤去に要する経費の一部を助成することで歴史的な町並み景観の保存を推進する。 居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度	計画区域の重複

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
〔事業名〕 一般開放型民間施設整備事業(民間便所一般開放)	市	民間事業者が便所等の施設を一般に開放するための整備に対し助成し、生活の利便性と回遊性が向上することにより、居住者と歩行者の増加を図るものであり、住み		

<p>〔事業内容〕 民間事業者が既存便所を一般開放するため改修する場合に補助する。(改修費の1/2、限度額100万円)</p> <p>〔実施時期〕 平成21年度～</p>		<p>やすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 緑地保全推進事業</p> <p>〔事業内容〕 里山を保全することにより、緑豊かな自然環境と美しい景観の保全を図るため、契約緑地に対し奨励金を交付する。(10円/m<sup>2</sup>、限度額4万5千円)</p> <p>〔実施時期〕 平成10年度～</p>	市	<p>緑の保全契約や里山の取得などにより、緑地を保全し緑地に囲まれ快適に暮らすことができることから居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守</p> <p>〔事業内容〕 クリーン作戦実施2回/年、路上喫煙禁止啓発パトロール30回/年、グリーンマーケット開催1回/年、フリーマーケット・リフォーム製品フェア開催1回/年、市民会議推進大会開催1回/年</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～</p>	市	<p>ゴミのポイ捨てや路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止することにより、まちも人の心も美しい飛騨高山として快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 駐車場運営事業</p> <p>〔事業内容〕 駐車場の適正運用を図るとともに、インターネットなどによる情報提供を図る。(指定管理制度)</p> <p>・広小路駐車場他8駐車場</p> <p>〔実施時期〕 平成18年度～</p>	<p>市 ・ 民間事業者</p>	<p>駐車場の適正な運用とインターネットなどを活用した案内誘導の充実を図る。</p> <p>交通渋滞の緩和により快適な暮らしと回遊性が向上し居住者と来訪者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進</p> <p>〔事業内容〕 民間施設のバリアフリー改修等に対して補助を行う。(改修費の1/2、限度額200万円)</p> <p>〔実施時期〕 平成10年度～</p>	<p>市</p>	<p>民間事業者のバリアフリー改修等に対して助成することにより、誰もが安全に安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守</p> <p>〔事業内容〕 開発事業の事前届出・協議制度の運用により、秩序ある土地利用とすぐれた都市景観の創出を図る。</p> <p>〔実施時期〕 平成14年度～</p>	<p>市</p>	<p>開発事業等の事前届出・協議制度の適正な運用に取り組む。</p> <p>秩序ある土地利用とすぐれた都市景観の創出により、安全、安心して快適に暮らすことができる住環境を提供し、居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		



<p>〔事業名〕 高山駅周辺地区及び 駅西地区景観形成</p> <p>〔事業内容〕 高山駅周辺地区にお いては、新駅舎や自由 通路の整備により新 たな商業店舗等の立 地が予想されるため、 景観計画に基づく景 観形成基準を遵守す るとともに、新たなガ イドラインの策定等 に取り組むことによ り、更に魅力ある景観 の創出を図る。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	市	<p>景観計画等に基づき美しく魅力ある都 市拠点の形成を促進し、来訪者の増加を図 るものであり、にぎわいのあるまちを実現 するため必要である。</p>		
---	---	---	--	--

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状

本市の中心市街地には、小学校、市民文化会館、図書館、まちの博物館などの教育文化施設、総合福祉センター、子育て支援施設、多世代交流施設、保健センターなどの社会福祉施設、高齢者専用賃貸住宅やデイサービスセンター等の介護施設、商店街やスーパーマーケットなどの商業施設、中核病院、内科、小児科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科などの医療施設、市役所、税務署、裁判所、法務局、郵便局、銀行といった公共施設など主要な都市機能が集積しており、社会生活、日常生活において多くの市民等が利用するために訪れる地域となっている。

旧基本計画では、合併により広域化した市域や高齢化社会に対応するため、公共交通機関や広域道路網からの利便性も考慮しつつ適切な都市福利施設の配置を進めてきた。

様々な分野における都市福利施設が整備されており、現時点では必要なサービスの提供も行われている状況である。

#### (2) 必要性

教育文化、社会福祉、医療施設といった都市福利施設については十分な整備がされており、市民等利用者への良好なサービスが提供されている状況であるため、今計画期間中には、新たな施設整備等は必要としない。

今後、老朽化した施設への対応や、今後さらに進展が予測される少子高齢化への対処、多様化する市民ニーズへのきめ細かな対応などが求められる。

また、既存施設の機能の充実・複合利用や稼働率の低い施設の運営内容を見直すなど、今までに整備・蓄積された基盤施設の有効利用に努める必要がある。

#### (3) フォローアップの考え方

毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 旧森邸等整備事業（再掲）</p> <p>〔事業内容〕 伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能を持つ交流広場として整備する。</p> <p>民家改修（1棟） 延床面積 約 310 m<sup>2</sup> 土蔵改修（3棟） 延床面積 約 450 m<sup>2</sup> 交流広場 面積 約 1,930 m<sup>2</sup></p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度</p>	市	<p>歴史的風致の拠点施設である飛騨高山まちの博物館に近接し、良好な町並み景観を形成している空き家を取得して改修を行い、伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地については防災機能を持つ交流広場として整備する。</p> <p>施設内にはやすらぎの空間を創出するとともに飛騨高山の伝統文化等を紹介し、歴史ある中心市街地の魅力をより高める観光交流センターを整備することは、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業） （高山市中心市街地地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度</p>	計画区域の重複

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 高山地方合同庁舎整備事業</p> <p>〔事業内容〕 庁舎建設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山税務署</li> <li>・高山公共職業安定所</li> <li>・岐阜県地方検察庁高山支部、区検察庁</li> <li>・岐阜地方法務局高山支局</li> <li>・自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所</li> </ul> <p>RC造 地上4階</p> <p>〔実施時期〕 平成28年度～ 平成32年度</p>	<p>国</p>	<p>高山市シビックコア整備計画に位置づけられており、周辺既存公共施設との連携により飛騨地域における都市的サービスの拠点として役割が期待できる。</p> <p>隣接する公園と調和した整備により、潤いのある空間の創出とともに、にぎわい空間の創出に必要な事業である。</p>	<p>国直轄事業</p>	
<p>〔事業名〕 子育て支援拠点施設の運営</p> <p>〔事業内容〕 児童センター等運営事業</p> <p>子どもに健全な遊びを提供するために、児童センター、児童館を運営する。</p> <p>地域子育て支援センター運営事業</p> <p>子育て中の親子同士のふれあいや交流、子育てに関する相談等ができる環境整備を図り、地域の子育て家</p>	<p>市</p>	<p>児童センター・児童館やつどいの広場のサービスの充実により、子育て支援拠点施設利用者の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>	

<p>庭に対する育児支援を行う。</p> <p>つどいの広場運営事業 子育て中の親子同士のふれあいやコーディネーターとの交流により、子育てに関する相談等ができる環境整備を図る。</p> <p>〔実施時期〕 昭和58年度～</p>				
--	--	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 まちの縁側創出事業</p> <p>〔事業内容〕 空き店舗を活用し、多世代交流などコミュニティ形成の場として、i) 子育て支援や高齢者健康づくりなどのテーマ型コミュニティ施設、ii) だれもが気軽に立ち寄れる休憩所型コミュニティ施設を整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成21年度～ 平成31年度</p>	市	<p>空き家・空き店舗を活用し子育て支援や高齢者健康づくりなどのテーマ型コミュニティ施設の整備および誰もが気軽に立ち寄れるお休み処のようなコミュニティ施設を整備することにより、交流する場所や機会の提供を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 図書館運営事業 (煥章館)</p> <p>〔事業内容〕 図書館機能のほか、生涯</p>	市	<p>図書館機能のほか、生涯学習ホールや郷土の文学者等の足跡を紹介する近代文学館を兼ね備え、生涯学習と伝統文化の継承を目的とした煥章館を運営することにより、文化の継承と振興を図るものであり、やさ</p>		

<p>学習ホールや郷土の文学者の足跡を紹介する高山市近代文学館を兼ね備えた生涯学習拠点として運営する。</p> <p>〔実施時期〕 平成16年度～</p>		<p>しさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 市民文化会館運営事業</p> <p>〔事業内容〕 文化芸術鑑賞事業をはじめとする各種文化事業を実施し、文化芸術の振興と創造を図る。</p> <p>〔実施時期〕 昭和57年度～</p>	市	<p>大小のホールをはじめ、会議室や音楽室、展示室など様々な文化芸術にふれることができる文化会館の運営により、文化芸術の振興を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 医療確保等支援事業</p> <p>〔事業内容〕 へき地における医療体制、救急医療体制の確保と充実を推進するため、市内の中核病院を支援する。</p> <p>〔実施時期〕 平成19年度～</p>	市	<p>中核病院における非常勤医師や臨床研修医の確保、病院内保育所の運営、医療施設や機器の整備に対する助成により、市民も観光客も安心して暮らし訪れることができる地域医療体制の確保と充実を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 救急医療対策事業</p> <p>〔事業内容〕 救急医療対策に関わる事業への支援</p> <p>〔実施時期〕 平成17年度～</p> <p>〔事業内容〕 休日の医科・歯科診療所の運営</p>	市	<p>市内の医師と協力して保健センター内にある休日診療所を運営するとともに高山赤十字病院内にある救命救急センター等の運営に対する助成により、安心して暮らすことができる休日夜間の医療体制の維持を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		

〔実施時期〕 昭和46年度～				
〔事業名〕 高齢者健康づくり・介護 予防支援事業 〔事業内容〕 温泉保養施設等の利用 費助成や、公民館等を利用 した健康教室や介護 予防活動を支援する。 〔事業時期〕 平成16年度～	市	高齢者等の自主的な健康づくりとして、健康教室の開催などにより、健康的な高齢者の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。		
〔事業名〕 健康づくり推進事業 〔事業内容〕 市民と行政が一体とな った「市民健康まつり」 の開催 〔実施時期〕 平成2年度～	市	健康への意識啓発として、生活習慣病予防の健康教育の実施などにより、健康づくりへの支援を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。		
〔事業名〕 まち歩きのスズメ (健康づくり推進事業) 〔事業内容〕 市内ウォーキングコース の案内看板の整備 〔実施時期〕 平成22年度～	市	健康への意識啓発と新たなまちの魅力の発見として、自然を活かしたウォーキングコースの設定により、健康づくりへの支援を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。		
〔事業名〕 銭湯でまちづくり (公衆浴場設備改善事業) 〔事業内容〕 市内公衆浴場業者が設備 の維持・改善のために 行う改修等整備・改善の 費用に対し補助を行う。	市	健康面衛生面のみならずコミュニケーションの場である銭湯を維持する取り組みとして、設備整備支援を行い、市民等の利用機会の増加を図るものであり、住みやすいまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。		

<p>〔実施時期〕 昭和57年度～</p>				
<p>〔事業名〕 児童遊園地管理事業 〔事業内容〕 中心市街地域内に設置されている、東・一本杉・北の3児童遊園の利用推進を図る。 〔実施時期〕 昭和43年度～</p>	市	<p>児童遊園地や都市公園の整備により、子どもたちに健全な遊びの提供機会の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 家族みんなでまち歩き 〔事業内容〕 感性豊かな子どもたちを育てる、まちへの愛着、親子のスキンシップ、コミュニケーションの場といったさまざまな観点から、まちなかをフィールドとして「子どもまち探検」や「ベビーカーでまち歩き」などの企画を実施する。 〔実施時期〕 平成22年度～</p>	市民 団体 等	<p>まちへの愛着と親子のスキンシップを深める機会として、子どもまち探検やベビーカーでまち歩きなどの実施により、まちなかを散策する市民の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		



6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[ 1 ] 街なか居住の推進の必要性

( 1 ) 現状

本市の中心市街地の居住人口は近年一貫して減少傾向にある。人口の減少は空き家の増加など中心市街地の空洞化の大きな要因となっている。また、建築制限などから防災面で問題を抱える建築物も多い。

市民の多くは中心部に住みたいという意向を持っており、利便性の高い中心部への居住に対する潜在的な需要があることがうかがえる。

このため、旧基本計画では、集合住宅の新築・改修の促進を図り、住居の供給を積極的に進めてきた結果、集合住宅で4棟170戸の供給が図れ、人口減少の抑制に一定の成果があった。

空き家が解消されない背景に賃貸借が進まないという要因があるが、この点について、貸し借りがしやすいシステムの構築が課題となっている。

( 2 ) 必要性

旧計画において集合住宅の建設を促進したことにより、主に住居系地域において建設がすすみ一定の人口抑制効果があったものと考えられる。

今後、地域の顔であり特に定住を図っていく必要性の高い歴史的・文化資源が数多く残る観光地区、商店街が集積する商業地区において居住施策をすすめていく。

まちなかには、活用されていない空き家・空き地等が増加しており、これらを活用したまちなか居住を促進することにより、周辺の商業をはじめとする経済活力の向上や地域コミュニティの回復など中心市街地の活力向上に有効であると考えられる。

また、観光エリアでもある伝統的建造物群保存地区やその周辺の市街地景観保存区域の魅力を維持していくには、そこに人が暮らしていることが重要であり、空き家が増加することで、まちの魅力が徐々に失われていくことが懸念されることから、魅力的なまちづくりのために、商工会議所や市、金融機関、商店街が組織するまちづくり会社が主体となり空き家の積極的な活用を図る取り組みとして、今まで十分に把握できていなかった空き家の調査・情報提供、所有者と利用者とのマッチングを図るなど総合的な取り組みを行い積極的に空き家の活用を図っていく。

また、従来の定住事業の補助率の変更や対象者要件の見直しを行うことで居住人口の減少を抑制し、維持を図る。

( 3 ) フォローアップの考え方

毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

[ 2 ] 具体的事業の内容

( 1 ) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

( 2 ) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 若者定住促進事業</p> <p>[事業内容] 若者の定住を促進するため、U I J ターン就職をした者に対し、家賃を補助 (家賃の 1/3、上限月額 1 万 5 千円、最大 3 年間)</p> <p>[実施時期] 平成 9 年度～</p>	市	<p>U I J ターン就職をした若者に対して集合住宅に入居した場合に家賃助成を行うことにより、居住人口および新規雇用の増加を図ることは、地域経済全体の活力につながる。若者の定住を促進する本事業は、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>[事業名] まちなか定住促進事業</p> <p>[事業内容] 中心市街地人口の増加につながる新築等 (移住を伴うもの) に対して工事費の一部を補助する。 (市外から移住する場合、事業費の 1/2、上限 150 万円。市内から移住する場合、事業費の 1/2、上限 100 万円)</p> <p>[実施期間] 平成 22 年度～</p>	まちづくり会社	<p>中心市街地区域外から中心市街地区域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改築および取得に対して助成を行う事業で、本計画に合わせて見直しを行い一層の居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p> <p>[見直し内容] ・～H26 工事費の 1/2、上限 100 万円 ・H27～ 移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の 1/2、上限 150 万円 移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の 1/2、上限 100 万円</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～ 平成 31 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 建築物等耐震化促進事業</p> <p>〔事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断を無料で実施</li> <li>・木造住宅以外の建築物の耐震診断に対して補助 (補助率 2/3、限度額 1,000 千円)</li> <li>・木造住宅の耐震補強工事に対して補助 (補助率 10/10、限度額 1,800 千円 (防火地域・準防火地域は 300 千円を加算))</li> </ul> <p>〔実施時期〕 平成 20 年度～ 平成 31 年度</p>	市	中心市街地には建築物が密集しており、大地震による倒壊などの潜在的な危険性がある。そこで、建築物の耐震診断や、耐震補強工事に対する助成を行うことにより、安全・安心な居住環境の整備を促進し、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 31 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>〔事業名〕 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化</p> <p>〔事業内容〕 太陽光発電システムの導入やLEDへの切換えなど環境に配慮した公共施設の整備を行うほか、ペレットストーブや薪ストーブ等の購入に対する助成を行う。</p> <p>〔実施期間〕 平成22年度～</p>	市	<p>再生可能エネルギーの導入や省エネ化等を図るために支援し、安全性の高い住居環境の整備を進め、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 移住交流促進事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を取得及び改修した場合（費用の1/2、上限100万円） 借家等の場合（家賃の1/3、上限月額1万5千円、最大3年間）</p> <p>〔実施時期〕 平成19年度～</p>	市	<p>都市部から高山市内の一戸建ての空き家住宅に入居した者に対して家賃または取得費及び改修費助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 空き家活用促進事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を活用した居住を促進するため調査、交渉、紹介を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～</p>	まちづくり会社	<p>まちづくり会社が空き家の調査、交渉、紹介を行い中心市街地内にある空き家の解消と居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 障がい者等住宅改造等各種住宅建築支援</p> <p>〔事業内容〕</p>	市	<p>生活に必要な都市機能が集まる利便性の高い中心市街地は、障がい者や高齢者が住みやすい地区であることから、障がい者や高齢者に対する良好な住環境の整備を</p>		

<p>障がい者住宅改造助成事業</p> <p>障がい者への住宅改造助成(限度額 75 万円)・屋根融雪装置設置助成(限度額 60 万円)</p> <p>高齢者住宅改造費補助事業</p> <p>高齢者・障害者等に対する住宅改造支援(限度額 75 万円)</p> <p>屋根融雪装置設置支援(限度額 60 万円)</p> <p>高齢者住宅バリアフリー改修助成事業</p> <p>高齢者が予防的に実施する住宅改修支援(限度額 37 万 5 千円)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 6 年度～</p>		<p>促進するため、住宅の改造に対する貸付や助成などに取り組むことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>匠の家づくり支援事業</p> <p>[事業内容]</p> <p>地域材を使った木造建築物の建築に対し、主な構造材への市産材の使用量に応じ 2 万円/m<sup>3</sup>を助成</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 21 年度～</p>	市	<p>木造住宅に対する地域材の利用拡大を進めるとともに、住宅等の新築及び改築に対し助成することにより、快適な住環境の整備を進め居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状

本市の中心商店街は、高山駅から歴史的観光エリアにかけて10商店街で形成されているが、近年、郊外型店舗の進出やモータリゼーションの進展、消費志向の多様化など社会情勢の変化などの影響もあり、販売額の低下や空き店舗の増加など衰退傾向にあるため、旧基本計画では交流人口の増加とアーケード整備など商店街の活性化を図るための事業を実施してきた。

しかし、中心商店街の空き店舗数は微増で推移しており、中心市街地の活力が徐々に減退している状況にある。

10商店街の空き店舗数は市町村合併した平成17年の38店舗と比較し平成25年には53店舗となっており、空き店舗率についても同様の比較で9.11%から12.68%に増加している。

このような中、空き店舗を活用したチャレンジショップの開設や多世代交流施設の整備、各商店街で様々なイベントを行うことにより、中心商店街の魅力向上や、交流人口の増加を図っている。

また、外国人観光客は、平成25年に過去最高の225,000人となり、対前年比で49.0%増、対観光客入込者で11.3%となっていることから、外国人に対応した店づくりを始め、快適な観光がいただけるような取り組みが必要となっている。

しかしながら、個店の状況は、事業主の高齢化、後継者不足などの問題のほか、市内人口の減少による購買力の減少など中心商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

(2) 必要性

旧計画では、中心市街地の商店街の魅力を生み出す取り組みとして、空き店舗を活用した事業を行うほか、新たな歩行空間の創出、商店街の機能向上等の取り組みなどにより、営業店舗数を維持するという点では一定の成果があったが、いずれの事業も、起業家または事業者がそれぞれ事業箇所を探したり、関係者との交渉を行う必要があったために、個人では対応が難しい物件も有り、空き店舗の活用や整備が進まない状況も見受けられた。

このような状況を解消するため、まちづくり会社を積極的に活用し、空き店舗等所有者と利用希望者とのマッチングや家賃助成等の支援をすすめるとともに、ニーズにあった集客力の高い店舗の立地を促進するほか、まちづくり会社が直接運営する店舗の立地や未利用土地などを利用した事業の実施など、商店街の魅力を高めていく取り組みを行う必要がある。

また、商店街においては、個店の魅力向上に加えまちゼミや活性化イベントなど商店街ファンを増やすための取り組み、来訪者が安心して買い物ができるようアーケードや防犯施設、環境に配慮した街路灯の整備などをすすめる必要がある。

併せて、商店街での開業を促進するため、創業支援事業計画に基づき、市、商工会議所、金融機関等が連携を強化するとともに、事業者を支援する『高山市創業応援窓口』を活用し、起業セミナーの開催、専門家による個別相談会を開催する等の支援を行う。

また、国内有数の国際観光地として増加傾向にある外国人観光客に対応するため、わかりやすい言語による案内表記やWi-fi環境の充実、消費税免除制度の活用などにより販売促進を図っていくほか、外国人観光客に本市の観光の魅力である歴史・文化や地場製品の紹介、まちの素晴らしさを知っていただくための回遊ルート案内などを行うため、通訳案内士の特例を活用し、人材を育成することが

必要となっている。

さらに、隣接する宮川や観光エリアも含め回遊性を高め新たな人の流れを創出していくことも必要である。

### (3) フォローアップの考え方

毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。

また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

## [2] 具体的事業等の内容

### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 中心市街地特例通訳案内士育成事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地特例通訳案内士制度による特例ガイド(有償)を育成するための研修会を開催するなど、外国人観光客の受入体制の強化を図る。</p> <p>・中心市街地特例通訳案内士養成講座 1講座(全6回) 対象言語は英語</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>	市	<p>本市への外国人観光客数は平成25年に宿泊ベースで20万人を超え、アジア諸国ほかヨーロッパ諸国などからの外国人観光客はますます増加するものと思われる。</p> <p>しかしながら、現在、市内で通訳案内士に登録している者が6人(英語3人、中国語3人)、飛騨高山国際協会に登録している通訳ボランティアが125人であり、年間20万人を超える外国人観光客に対するガイド数が不足している。</p> <p>今後、観光産業を一層活性化させるためには、通訳案内士のスキルを有する人材の確保が重要となっており、通訳案内士を補完する人材の育成・確保が急務となっている。</p> <p>外国人観光客にも歴史や文化財の素晴らしさを伝えるほか、地域産品の紹介や観光エリアだけでなく中心商店街も利用した魅力的な回遊ルートによる案内を行う通訳案内士の育成を行うことは、外国人観光客の増加を図るもので、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。</p> <p>・中心市街地特例通訳案内士養成講座 1講座(全6回)とし、内容は次のとおりとする。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地特例通訳案内士育成等事業 (法35条) 〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>	

研修科目	研修内容	時間
研修1 ・コミュニケーション ・ホスピタリティ	・中心市街地特例通訳案内士制度と通訳案内士制度との違い ・外国人旅行者に対するマナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養 ・観光客の特性	3時間
研修2 ・高山市の地理・歴史 ・中心市街地の特性 ・地場産品	・高山市の歴史や文化、自然環境や観光名所、中心市街地の特性に関する知識 ・中心市街地内の観光案内に関するリスクマネジメント	3時間
研修3 ・旅程管理	・国内旅程管理主任者資格の国内実務編 ※旅行のスムーズかつ確実な実施、満足度の向上を図る	3時間
研修4 ・外国語能力	・観光案内に必要な外国語（英語）の会話能力	6時間
研修5 ・現場実習	・古い町並みや観光施設でのガイド実習 ※日本語の他、英語にて実施	3時間
研修6 ・現場実習	・宿泊施設、飲食店、小売店でのガイド実習 ※日本語の他、英語にて実施	3時間

・対象者

対象言語は英語とし、TOEIC730点程度、英語検定準1級程度の語学力を有する者を対象とする。なお、英語が母国語の者は、日本語能力試験N2程度の語学力を有する者を対象とする。

・効果測定

口述試験による。  
10分程度の面接方式による口述試験を実施する。

審査員は市職員や通訳案内士有資格者が務め、研修の理解度（地域の歴史やホスピタリティ等）を測るほか、英語によるスピーキングスキル、プレゼンテーション能力について審査する。

・通訳案内士手配方法

高山市に登録していただき、本市のホームページに掲載するとともに窓口を確保し、外国人観光客のニーズに応えられる体制をとる。

・通訳案内士への奨励

受講生の募集や、受講後の登録者一覧の公開に際しては、通訳案内士制度と中心市街地特例通訳案内士とは別の制度であることを明記し広く周知を図るとともに、研修終了後も受講者に対し能力向



		上を促し、将来的には通訳案内士になることを奨励する。		
〔事業名〕 中小企業高度化事業 〔事業内容〕 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び岐阜県による高度化事業を活用し、共同施設を整備する。 〔実施時期〕 平成 30 年度	高山本町会商店街振興組合	高山本町会商店街振興組合が、来訪者が安心して買い物ができるようにアーケードの共同施設を整備することにより、商店街の魅力を高め、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	支援措置] 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 〔実施時期〕 平成 30 年度	

①当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響

- ・当該商店街の通行量調査地点（①本町 1, 2 丁目）における通行量は、休日で 3,000～4,000 人台、平日で 1,500～2,000 人台で推移しているが、④・⑤の調査ポイントと比べると極端に少ない状態となっている。
- ・当該商店街に隣接する調査ポイント②・③も同様の状態である。
- ・当該事業の実施により、隣接商店街を含むエリアの魅力を向上させ、安全・安心で快適な歩行空間が維持されることが期待される。

高山市主要商店街の通行量調査

単位：人

調査ポイント		H27 年度	H28 年度	H29 年度
①本町 1, 2 丁目	休日	3,132	4,011	3,739
	平日	1,518	1,425	2,141
②本町 3, 4 丁目	休日	1,788	2,156	1,823
	平日	1,121	855	1,138
③国分寺通り	休日	2,570	3,143	2,960
	平日	2,033	1,280	2,190
④安川通り	休日	7,710	8,260	6,628
	平日	3,613	3,555	3,784
⑤古い町並み	休日	11,379	11,803	9,051
	平日	6,243	4,373	6,158

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上に与える影響

- ・当該商店街においては、自主的に 10 年先を見据えた、まちづくり戦略計画「まちづくり八策」を制定し、商店街の活性化並びに他の商店街へ普及するような取り組みを進めていきたいとの思いで、まちづくり憲章及び協定を策定している。

また、常に安全で快適な商業空間を維持していくため、アーケード等の維持管理などを定めた、まちづくりガイドラインも策定している。

・近隣の商店街と連携し、毎年1月24日に「二十四日市」や「味まつり」などを開催するなど、回遊性を高める取り組みを行っている。

③基本計画における当該中小小売商業高度化事業の位置づけ

・来訪者が安心して買い物ができ、商店街の魅力を高めていくための施設の整備として位置づけている。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 飛騨高山サマーフェスティバル事業 〔事業内容〕 ①まちなか歩いてクイズラリー (7月) ②ちょけらまいか大仮装盆踊大会 (7月) ③国分寺ライトアップ (8月) ④飛騨高山手筒花火打ち上げ (8月) 〔実施時期〕 平成27年度～平成31年度	飛騨高山サマーフェスティバル推進協議会	観光による交流人口の増加と商店街を中心とした周辺地区の回遊性を高めるため、市民や観光客がイベントに参加することにより楽しむことができ、魅力を感じることができるイベントを開催する。 この事業を通じて、市民はまちなかの魅力を再認識し、観光客のリピーター増加にもつながり、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成27年度～平成31年度	
〔事業名〕 旧森邸等整備事業(再掲) 〔事業内容〕 伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地を防災機能	市	歴史的風致の拠点施設である飛騨高山まちの博物館に近接し、良好な町並み景観を形成している空き家を取得して改修を行い、伝統文化をテーマとした文化交流拠点施設として整備するとともに、隣接する旧図書館跡地については防災機能を持つ交流広場として整備する。 施設内にはやすらぎの空間を創出するとともに飛騨高山の伝統文化等を紹介し、歴史ある中心市街地の魅力をより高める観	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(高山市中心市街地地区) 〔実施時期〕 平成27年度～	計画区域の重複

<p>を持つ交流広場として整備する。</p> <p>民家改修（1棟） 延床面積 約 310 m<sup>2</sup></p> <p>土蔵改修（3棟） 延床面積 約 450 m<sup>2</sup></p> <p>交流広場 面積 約 1,930 m<sup>2</sup></p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 29 年度</p>		<p>光交流センターを整備することは、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>平成 29 年度</p>	
<p>〔事業名〕 若者定住促進事業（再掲）</p> <p>〔事業内容〕 若者の定住を促進するため、U I J ターン就職をした者に対し、家賃を補助（家賃の 1/3、上限月額 1 万 5 千円、最大 3 年間）</p> <p>〔実施時期〕 平成 9 年度～</p>	<p>市</p>	<p>U I J ターン就職をした若者に対して集合住宅に入居した場合に家賃助成を行うことにより、居住人口および新規雇用の増加を図ることは、地域経済全体の活力につながる。若者の定住を促進する本事業は、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促進事業</p> <p>〔事業内容〕 （チャレンジショップ事業） まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 （アンテナショップ事業）</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>従来、商店街をはじめとする中心市街地の空き店舗については、所有者が放置していたり不動産会社による管理などにとどまっていた。</p> <p>平成 27 年度からは、まちづくり会社がこれまでにない新たな取り組みとして、空き店舗所有者との直接交渉により賃貸借等に係る意向調査を行う。</p> <p>その中で貸出し可能な物件を確保するとともに、集客効果やにぎわい創出に寄与する業種・業態を示し、起業しようとする事業者の公募、選定審査などを一体的に進め、望ましい店舗の参入を促進する。</p> <p>また、空き店舗利用に係る補助金の交付</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 30 年度～ 平成 31 年度</p>	

<p>地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～</p>		<p>や、商工会議所や金融機関などとの密接な連携により経営相談や経営指導を実施していき事業者の定着を図る。</p> <p>さらに、まちづくり会社が地元産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。</p> <p>空き店舗の活用を総合的に進める取り組みであり、起業家創出や空き店舗の減少にもつながり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 産学官協働によるまちづくり</p> <p>〔事業内容〕 事業者と学生による商品開発や開発した商品の販売を通じて、まちづくりへ参画を促進する。</p> <p>〔実施時期〕 平成21年度～</p>	<p>飛 騨 高 山 高 校</p> <p>高 山 工 業 高 校</p> <p>商 店 街 振 興 組 合</p> <p>社 会 福 祉 協 議 会</p>	<p>高校生等のまちづくりに参画できる機会を提供することにより、事業者と大学や飛騨地域の高校との協働によるまちづくり活動の事業回数の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>	
<p>〔事業名〕 駐車場利用促進事業</p> <p>〔事業内容〕 商店が来店者のために負担する駐車場使用料の(1/2、限度額20万円/月)を補助</p> <p>〔実施時期〕 平成13年度～</p>	<p>市</p>	<p>商店が来店者のために負担する駐車場使用料の一部を補助することにより、商店街の来店者に対する無料駐車券の配布を促進し、来店者へのサービスの向上、商店街のイメージアップ、来店者の増加、販売促進等を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 商店街機能強化事業</p> <p>〔事業内容〕 アーケード整備等商店街機能の強化を図る事業に助成</p> <p>〔実施時期〕 平成9年度～</p>	商店街振興組合	<p>商店街のアーケード・ファサード(店舗前面デザイン)等の整備による商店街機能の強化を促進することにより、来訪者の増加を図るものである。</p> <p>併せて照明のエコ化など環境に配慮した整備のほか、防犯カメラの設置による安心安全の向上により商店街のイメージアップを図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 商店街まちづくり事業</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度</p>	
<p>〔事業名〕 商店街魅力創出等調査事業</p> <p>〔事業内容〕 商店街の活性化を図るため、現状分析や市民ニーズの把握などにより、商店街に必要な商業機能の分析を行うとともに、外国人対応おもてなし拠点施設整備事業の妥当性などについての調査を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成28年度</p>	まちづくり会社 商店街振興組合	<p>中心市街地の活性化に向け、地域のニーズを把握し、商店街の持つ立地や歴史性、顧客ニーズや利用者層等から必要な商業機能を分析する。</p> <p>外国人対応おもてなし拠点施設整備事業の実施に当たり、商店街における周辺店舗との機能分担や整備箇所の適性などについて調査・分析を行う。</p> <p>商店街全体の活力向上と住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 地域商業自立促進事業</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成28年度</p>	

<p>〔事業名〕 外国人対応おもてなし拠点施設整備事業</p> <p>〔事業内容〕 誰もが気軽に立ち寄ることのできる店舗の集結した外国人対応おもてなし拠点施設を整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 29 年度</p>	<p>まちづくり会社 商店街振興組合</p>	<p>中心商店街において歩行者通行量の少ない通りに、市民や観光客が気軽に立ち寄り利用できる外国人対応おもてなし拠点施設を整備する。</p> <p>整備にあたっては、地元産木材を活用した飛騨高山らしさを感じられる建築とする。</p> <p>多くの人を呼び込むことにより、本事業の参加店舗はもちろん、回遊性が高まることで周辺店舗の売上げの増加にもつながり、商店街全体の活力向上と住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（商店街インバウンド促進支援事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 29 年度</p>	
<p>〔事業名〕 インキュベーション推進事業</p> <p>〔事業内容〕 産業振興を軸としたまちづくりの推進役となる人材の育成や、起業家や移住者を支援するため、関係機関の連携による相談・支援ネットワークを構築し、受入体制を強化するとともに、新たな業種・職種の創出等を図るため、インキュベーション施設を整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>市</p>	<p>起業家や移住者を支援するため、関係機関の連携による相談・支援ネットワークを構築し、受入体制を強化するとともに、新たな業種・職種の創出等を図るため、インキュベーション施設を整備する。</p> <p>新技術・新生産方式の導入、新商品・新サービスの開発などを有する起業家を増やし、地域経済の新陳代謝を促していくために、起業家のリスクの軽減を図り、起業しやすい環境を整え、働く場所や時間、組織などの選択肢を広げ、市内への就職や定着を促進し、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現させるため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 地方創生推進交付金</p> <p>〔実施時期〕 平成 28 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>〔事業名〕 ふるさと伝承記録整備事業（祭礼復興事業）</p> <p>〔事業内容〕</p>	<p>歴史的風致維持向上委</p>	<p>伝統文化、伝承芸能、伝統行事、伝統の技や味などを継承できる後継者の育成や映像での記録に取り組むことにより、郷土の歴史や伝統文化の継承を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するた</p>	<p>〔支援措置〕 文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）</p>	

<p>伝統文化を継承するため後継者の育成や記録を残す取り組みを行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 21 年度～</p>	<p>員会</p>	<p>め必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 平成 26 年度～</p>	
<p>〔事業名〕 人道橋整備事業</p> <p>〔事業内容〕 まちなかの回遊性向上のため、宮川朝市通りと本町商店街の拠点施設等を接続する。</p> <p>1箇所（橋長42m、幅員3m、桁数2）</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成 31 年度</p>	<p>市</p>	<p>人道橋の整備により対岸の商店街や拠点施設への周遊性の向上を図る。</p> <p>にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 （景観まちづくり刷新モデル地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成 31 年度</p>	<p>計画区域の重複</p>
<p>〔事業名〕 人道橋周辺賑わい創出事業</p> <p>〔事業内容〕 人道橋左岸北側の古民家を取得。商業施設等として改修整備する。</p> <p>1箇所（敷地213.93㎡）</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度</p>	<p>市</p>	<p>人道橋左岸北側の町屋を活用した商業施設整備により周遊性の向上を図る。</p> <p>にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 （景観まちづくり刷新モデル地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成31年度</p>	<p>計画区域の重複</p>
<p>〔事業名〕 宮川朝市通り修景整備事業</p> <p>〔事業内容〕 人道橋に接続する宮川朝市通りを美装化し整備する。</p> <p>下三之町大新町線 L=330m、A=1,700㎡</p> <p>景観配慮型側溝 L=330m</p>	<p>市</p>	<p>人道橋に接続する宮川朝市通りを美装化し、自然石風側溝のせせらぎを見せるなど、歴史を感じさせる通りへと一新し、周遊性の向上を図る。</p> <p>にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 （景観まちづくり刷新モデル地区）</p> <p>〔実施時期〕 平成29年度～ 平成 31 年度</p>	<p>計画区域の重複</p>

〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度				
〔事業名〕 リバーサイド修景事業 〔事業内容〕 中橋から弥生橋の河川に面する民間建物の外壁修景などの整備に助成を行う。 〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度	商店街振興組合 市民	市の中心部を流れる宮川の沿川の修景整備に対する助成を行うことにより良好な水辺景観を創出し、来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。	〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成30年度～ 平成31年度	計画区域の重複
〔事業名〕 商店街リバーサイド修景事業 〔事業内容〕 宮川に面した良好な景観の創出と景観に配慮した公的空間景観を創出する商業施設などの整備に助成を行う。 〔実施時期〕 平成22年度～ 平成33年度	商店街振興組合 市民	市の中心部を流れる宮川の沿川の修景整備(遊歩道の整備等)に対する助成を行うことにより、来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。	〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度	計画区域の重複
〔事業名〕 宮川水辺景観整備事業 〔事業内容〕 良好な水辺景観、親水空間を創出するため、河川施設等を整備する。 〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度	市	都市公園(宮川水辺ふれあい公園)を整備し、良好な水辺景観、親水空間を創出する。 にぎわい空間を形成することにより、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 景観まちづくり刷新支援事業補助金 (景観まちづくり刷新モデル地区) 〔実施時期〕 平成29年度～ 平成31年度	計画区域の重複



<p>〔事業名〕 まちひとつら座かん かこかん運営事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家や空き店舗を 利用して実施される 多世代交流施設の運 営に対する支援</p> <p>〔実施時期〕 平成17年度～</p>	<p>高山 市商 店街 振興 組 合 連 合 会</p> <p>N P O</p>	<p>空き家・空き店舗を活用し子育て世代の 家族が交流できるコミュニティ施設の 整備および誰もが気軽に立ち寄れるお 休み処のような施設が整備されること より、交流する場所や機会の提供と空き 店舗の減少を図るほか、市内の子供たち を集めて「まちで遊ぶ」をコンセプトに 商店街を利用した探検イベント等を開 催し、商店街の人たちと顔見知りになる ことで、住みやすいまちとにぎわいのあ るまちを実現するため必要である。</p>	<p>〔支援措置〕 子ども・子育て 支援交付金（地 域子育て支援拠 点事業）</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～ 平成31年度</p>
---	---	---	---

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施 主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の 支援措置の 内容及び 実施時期	その他 の事項
<p>〔事業名〕 芸術家滞在交流事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家を活用し、芸術 家の滞在交流による 活動等により、市民が 直接文化芸術に親し む機会を創出する。</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～</p>	市	<p>空き家を活用し、国内外の芸術家の滞在 交流による創作活動などにより、市民が直 接ふれあうことで文化芸術の楽しさを身 近に感じられる環境を整備することは、や さしさにあるれるまちを実現するため必 要である。</p>		
<p>〔事業名〕 山桜神社周辺整備</p> <p>〔事業内容〕 地域商店街の自主 的・自発的なまちづく りにより山桜神社を 核とした癒しの空間 の提供と交流促進の 場となる取り組みを 行う。</p> <p>〔実施時期〕</p>	商 店 街 振 興 組 合	<p>地元住民をはじめ、広く市民・観光客等 に親しまれている山桜神社を核とした交 流拠点（まちかど広場）を整備すること により、来訪者の増加を図るもので、にぎ わいのあるまちを実現するために必要であ る。</p>		

平成 20 年度～ 平成 31 年度				
〔事業名〕 ドリーミンショップ 事業 〔事業内容〕 空き家・空き店舗を活用し起業家育成を目的とした集合店舗の整備に対する助成 〔実施時期〕 平成 21 年度～	商店街振興組合	空き家・空き店舗を活用し起業家育成を目的とした集合店舗の整備に対する助成を行うことにより、営業店舗の増加を図るもので、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。	〔支援措置〕 岐阜県地域活性化ファンド事業助成金 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度	
〔事業名〕 総合的な空き店舗活用促進事業（再掲） 〔事業内容〕 （チャレンジショップ事業） まちづくり会社が空き店舗所有者に対する意向等の調査を行うとともに、利用者の公募、審査、選定、経営の支援までを一括して実施する。 （アンテナショップ事業） 地元産品等の販売を行うアンテナショップの開設 〔実施時期〕 平成 27 年度～	まちづくり会社	従来、商店街をはじめとする中心市街地の空き店舗については、所有者が放置していたり不動産会社による管理などにとどまっていた。 平成 27 年度からは、まちづくり会社がこれまでにない新たな取り組みとして、空き店舗所有者との直接交渉により賃貸借等に係る意向調査を行う。 その中で貸出し可能な物件を確保するとともに、集客効果やにぎわい創出に寄与する業種・業態を示し、起業しようとする事業者の公募、選定審査などを一体的に進め、望ましい店舗の参入を促進する。 また、空き店舗利用に係る補助金の交付や、商工会議所や金融機関などとの密接な連携により経営相談や経営指導を実施していき事業者の定着を図る。 さらに、まちづくり会社が地元産品等の販売を行うアンテナショップを開設する。 空き店舗の活用を総合的に進める取り組みであり、起業家創出や空き店舗の減少にもつながり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。	〔支援措置〕 岐阜県地域活性化ファンド事業助成金 〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度	
〔事業名〕 文化財保護事業	屋台組	高山祭に代表される国宝や国県市指定文化財など歴史的に価値ある建造物、遺		

<p>(春・秋の高山祭)</p> <p>〔事業内容〕 屋台の保存活動や屋台組の活動支援のほか、高山祭の際の観光客の誘客、誘導等の信を行う</p> <p>〔実施時期〕 昭和 52 年度～</p>		<p>跡、伝承芸能、歴史資料などの保存、活用により、郷土の歴史や伝統文化の継承と来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 世界文化遺産登録推進事業</p> <p>〔事業内容〕 郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、地域の伝統文化の維持向上を図るため、世界文化遺産登録への取り組みを行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 19 年度～</p>	市	<p>高山祭区域を含む町並み一帯を祭礼の場として世界遺産登録を目指して啓発等の活動を行うことにより、文化財保護意識や地域への愛着と誇りを持った居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 地産地消推進事業</p> <p>〔事業内容〕 生産者、消費者、流通業者、飲食店等が地産地消に向けた地域内連携の強化に向けて意見交換を実施。また、学校給食において地元農産物を積極的に活用するため補助を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 22 年度～</p>	各種団体 市	<p>市民（生産者、消費者、流通業者、飲食店等）が参画し意見交換の場を設けるとともに、地産地消の拡大に向けた農業関係者と商業関係者並びに地域間が連携した地場産品の活用などに取り組むことにより、地産地消を意識した居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 来訪者まちかど案内 事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家、空き店舗活用 に合わせて、観光案内 機能（パンフレットの 設置、観光端末の設置 など）を持たせ来訪者 に情報提供を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 22 年度～</p>	市	<p>空き家、空き店舗活用にあわせて、観光案内機能を付加することで、来訪者が気軽に観光情報等を得られることとなり利便性の向上とにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 観光案内機能の強化</p> <p>〔事業内容〕 観光案内所などの施設 の充実や案内標識の 整備、中心市街地マ ップの作成やインタ ーネット、Wi-Fiを 利用した情報提供を 行い回遊性の向上を 図る。</p> <p>〔実施時期〕 平成 21 年度～</p>	市	<p>観光案内施設の整備や案内標識、中心市街地マップの作成ほか、インターネット環境を整備し情報を提供することで観光客の回遊性を高め、来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 歴史ガイドボランテ ィア育成事業</p> <p>〔事業内容〕 歴史ガイドボランテ ィア養成講座を開催 するなど、市民参加型 によるガイドの育 成・確保を図る。</p> <p>〔実施時期〕 平成 22 年度～</p>	市	<p>歴史を守り伝え、文化財の保護意識の向上に役立てるため、市民活動団体、案内人等の育成を行うことにより、伝統文化の担い手の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 市民によるまちづくり活動事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地におけるまちづくり活動サポーター組織「飛騨高山まちの元気印。応援団」を設置する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 21 年度～</p>	<p>市</p>	<p>市民が積極的にまちなかのまちづくりに参画できる機会を提供することにより、市民協働によるまちづくりに取り組む市民（まちづくりサポーター「飛騨高山まちの元気印。応援団」登録者）の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 協働により取り組む各種活性化イベント</p> <p>〔事業内容〕 各団体が単独で実施していた事業を様々な団体と協働して実施する取り組みに対して支援を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	<p>飛騨高山サマーフェスティバル推進協議会 各種市民活動団体など</p>	<p>飛騨高山サマーフェスティバルをはじめ多様な団体の組み合わせによりいろいろな会場において協働イベントを開催することにより、活性化のためのイベントの実施回数の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 外国人観光客への販売環境の充実</p> <p>〔事業内容〕 観光関係事業者向けに研修会を開催するなど、事業者による来訪者への販売促進のための意欲向上と取り組みを促す。 ※研修会は、国、県、</p>	<p>市 商工会議所 商店街振興組合</p>	<p>観光誘客と物産販売店の連携による海外からの来訪者への販売を促進する。 分かりやすい商品・購入方法の説明やメニュー等の多言語化を進めるほか、消費税免税制度の活用やクレジットカード決済システム導入店の増加などによる外国人観光客への販売環境の充実を促進するものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>関係団体と連携し実施する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>				
<p>〔事業名〕 バリアフリー観光の推進</p> <p>〔事業内容〕 障がい者等のバリアフリー観光を実施する団体の育成や観光ツアーの催行に対して支援を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	市	<p>道路や各施設のバリアフリー化の取り組みにより、中心市街地は、障がい者等でも快適に散策できる環境が整っていることから、バリアフリー観光を実施する団体の育成やツアーの催行を支援することにより来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 伝統工芸品産業振興事業</p> <p>〔事業内容〕 伝統工芸品産業振興事業計画を策定し、後継者の育成、販路拡大を図るほか、伝統的工芸品の一位一刀彫、飛騨春慶を学び、体験する施設の整備を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	各種 産地 組合	<p>伝統工芸品の一位一刀彫、飛騨春慶を学び、体験する施設の整備を行うことにより、来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 地酒を核とした地場産品販路拡大事業</p> <p>〔事業内容〕 世界最大規模のワインコンペティション IWC (インターナショナル・ワイン・チャレンジ) 2014 におい</p>	各種 関係 団体  市	<p>地酒を核とした地場産品のPRをすることで、販路拡大を図るとともに、観光客の誘客PRを行うことで、来訪者の増加に寄与する事業であり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>て、日本酒の中から、最高賞である『チャンピオン・サケ』に、高山市の地酒選ばれたことから、地場産品の販路拡大を目的とする団体を設立し、地酒を核として地元食材をPRするため飲食店と連携し、地酒にまつわる文化を紹介するを事業を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>				
<p>〔事業名〕 陣屋前及び宮川朝市電気設備整備事業</p> <p>〔事業内容〕 朝市で扱う食材等については、適正な温度管理が求められており、これに対応するため、朝市開催場所に電気設備を設置する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	市	<p>高山の朝市は、日本三大朝市の一つであり、毎朝多くの観光客が訪れているが、安全・衛生管理等のニーズへの対応が求められている。</p> <p>これらのニーズに対応することによりさらに魅力ある朝市となることで来訪者の増加に寄与する事業であり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 輪島朝市との連携事業</p> <p>〔事業内容〕 輪島朝市は、高山の朝市と並び日本三大朝市の一つであり、中部運輸局、北陸信越運輸局及び中部広域観光</p>	各 朝市 組合	<p>輪島・高山の両朝市は、日本三大朝市の一つとして有名であり、共通点も多いことから、連携を図り、お互いの魅力を高めることで来訪者の増加に寄与する事業であり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>推進協議会が推進する昇龍道プロジェクトのルートとなっており、共通点も多いことから連携を図ることで観光客の誘客等を図る取り組みを行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>				
<p>〔事業名〕 朝市コンシェルジュ育成事業</p> <p>〔事業内容〕 高山の朝市は、日本三大朝市の一つであり、国内外から多くの観光客が訪れている。しかしながら、地元産品は、その魅力が伝わらず販売につながらない場合もあるため、朝市で取り扱う産品を説明・紹介できるコンシェルジュを育成し、地元産品の販売促進を図る取り組みを行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	朝市組合	<p>コンシェルジュが朝市で取り扱う地元産品を気軽に紹介し、高山の地元産品を知ってもらい取り組みを行うことで、さらに朝市の魅力を高めることができ、来訪者の増加に寄与する事業であり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 おそまでショッピング事業</p> <p>〔事業内容〕 夜の商店街のにぎわい創出のため営業時</p>	国分寺第二第三商店街振	<p>中心市街地を訪れた来訪者が夜の散策を楽しめるように商店街の各店舗の営業時間の延長を行い、夜間におけるにぎわいイベントの開催や各種サービスの提供を実施し、来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要</p>		



<p>間の延長の取り組みを行う。</p> <p>4月～12月までの毎月第2土曜日 19:00～22:00に開催</p> <p>各店舗が工夫を凝らしたサービスを提供することにより誘客を図る。</p> <p>(営業時間延長、定休日、営業時間表示の取り組み)</p> <p>〔実施時期〕</p> <p>平成22年度～</p>	<p>興組 合</p>	<p>である。</p>		
<p>〔事業名〕</p> <p>シースルーシャッター、ショーウインドー化工事促進事業</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>シースルーシャッターや、ショーウインドーの設置費、改修費に対して助成を行う。</p> <p>〔実施時期〕</p> <p>平成11年度～</p>	<p>市</p>	<p>店舗が閉店してもウインドーショッピングを楽しめるようにシースルーシャッターの設置やショーウインドー化に取り組む商業者に対して助成を行うことにより、夜間の来訪者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕</p> <p>街路灯整備の促進</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>商店街等の街路灯のLED化事業に対する助成</p> <p>〔実施時期〕</p> <p>平成22年度～ 平成31年度</p>	<p>商店街振興組合 発展会</p>	<p>商店街等が行う街路灯、アーチ及びアーケードのLED化に伴う経費に対して助成するものであり、環境に配慮した商店街の形成と来訪者を増やすことによりにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕</p> <p>交流広場にぎわい創出イベント事業</p>	<p>市 まち</p>	<p>高山駅周辺土地区画整理事業に併せて高山駅西口に交流広場が新設される。</p> <p>広場を有効に活用するため、まちづくり</p>		

<p>〔事業内容〕 高山駅西口に新設される交流広場でのイベントの開催</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>づ く り 会 社</p> <p>各 種 団 体</p>	<p>会社を始め、各種団体の参加と地域住民の協力を得てイベントを開催することは、まちににぎわいを創出し、まちが活性化することで住みやすいまちを実現するために必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 商店街活性化支援事業</p> <p>〔事業内容〕 商店街振興組合が商店街で行うイベント事業に対して補助</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>市</p>	<p>商店街地における集客と販売力の向上を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 山桜神社イベント事業</p> <p>〔事業内容〕 山桜神社の施設を活用したミニコンサート実施事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	<p>各 種 団 体</p>	<p>山桜神社は商店街の一角に位置しており、古くから絵馬位置が行われるなど広く市民に親しまれている。</p> <p>山桜神社でイベントを実施することにより商店街への集客を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 よって館運営事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家や空き店舗を利用して実施される多世代交流施設の運営に対する支援</p> <p>〔実施時期〕 平成 19 年度～</p>	<p>高 山 市 社 会 福 祉 協 議 会</p>	<p>空き家・空き店舗を活用した多世代が交流できるコミュニティ施設であり誰もが気軽に立ち寄れるお休み処である。</p> <p>住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 共同店舗「四つ葉」運営事業</p> <p>〔事業内容〕 空き店舗を利用整備された集合店舗の運営に対して支援を行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成 14 年度～</p>	<p>高山市商店街振興組合連合会</p>	<p>空き家・空き店舗を活用し起業家支援等を目的として開設された共同店舗であり、空き店舗の減少を図る効果のほか、誘客効果の高い店舗として、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 タウンモビリティ事業</p> <p>〔事業内容〕 電動スクーター3台を貸出す事業 貸出時間：午前9時～午後5時(1人につき2時間以内) 走行範囲：商店街区域 利用対象者：走行運転可能な者 利用料：無料（登録時協力金として200円（年度更新））</p> <p>〔実施時期〕 平成 14 年度～</p>	<p>高山市商店街振興組合連合会</p>	<p>長距離の歩行が困難な高齢者などに、電動スクーターといった移動用機器の貸出サービスを中心市街地で行うことにより、まちなかを自由に散策し、まちの魅力を楽しむことができる事業であり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 アニメをテーマにしたイベント事業</p> <p>〔事業内容〕 高山市を題材としたアニメをテーマにイベントを実施する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>実行委員会</p>	<p>全国から数多くのアニメファンを誘致し、観光振興と商店街の活性化を図る事業であり、リピーター増加にもつながることから、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 キッズフェスタ事業</p> <p>〔事業内容〕 商店街に隣接する市民広場で子供たちを主役したイベントを実施。 歴史、伝統産業を紹介し体験してもらうことで高山の魅力を感じてもらふ事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 25 年度～</p>	<p>高山 商工 会議 所青 年部</p>	<p>市内の小学生を対象に実施される事業で、イベントに参加し、伝統産業とまちなかの魅力を再認識してもらうことにより、リピーター増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 飛騨高山街コン事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地の飲食店を移動しながら、若者の出会いの場を提供するとともにまちなかのにぎわいを創出する事業</p> <p>〔実施時期〕 平成 24 年度～</p>	<p>飛騨 高山 街コン 実行委 員会  高山 まちな かコン 実行委 員会</p>	<p>商店街に市内外から若者が集まり、中心市街地の飲食店を移動しながらまちなかの魅力を知ってもらう事業で、リピーター増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 飛騨高山あんきな街なか講座事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地の商店主を講師として各店舗で行うゼミを開催する。個店の魅力を伝え、店主とゼミ参加者が顔見知りとなることでリピーターを増</p>	<p>飛騨 高山 まちゼミ 実行委 員会</p>	<p>商店街に市内外から参加者が集まり、中心市街地の各講座開催店を移動しながらまちなかの魅力を感じてもらい、店主と顔見知りになってもらうことで、リピーター増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>加させる事業 〔実施時期〕 平成 25 年度～</p>				
<p>〔事業名〕 飛騨高山納涼夜市 〔事業内容〕 宮川水辺ふれあい公園において屋台を設置し飲食等の提供を行う。 〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	<p>高山青年会議所</p>	<p>中心市街地内の商店街は、閉店時間が早いために、宿泊する観光客の夜間の散策先が乏しい状況である。 本事業を実施することにより夜間の観光客の集客を図り、近隣商店街の店舗の営業時間延長の取り組みを促進するものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 飛騨高山まちなみコンサート 〔事業内容〕 中心市街地の広場、施設、商店街イベントとの共催事業として年 5 回～6 回実施 〔実施時期〕 平成 24 年度～</p>	<p>飛騨高山ストリートジャズフェスティバル実行委員会</p>	<p>まちなかを音楽で豊かにし、多くの人々呼び込むイベントであり、にぎわいのあるまちを実現するために必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 安川商店街 P R 事業 〔事業内容〕 商店街アーケードに設置してある屋外放送を利用して、商店街の P R 情報のほか、観光情報等を流すことにより販売促進と回遊性の向上を図る。 〔実施時期〕 平成 27 年度～</p>	<p>安川商店街振興組合</p>	<p>歩行者通行量の多い安川商店街で様々な情報を発信することにより、商店の魅力伝え販売促進を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

<p>〔事業名〕 小売店舗の適正配置指針の見直し</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地域内で1,000㎡以上の小売店舗を建設する場合は、高山市中心市街地活性化協議会の意見を求めること等を定めた指針の見直しを必要に応じ行う。</p> <p>〔実施時期〕 平成22年度～ 平成31年度</p>	<p>市 中心市街地活性化協議会</p>	<p>小売店舗の適正配置指針により、中規模な小売店舗が中心市街地域に進出する場合は、中心市街地活性化協議会の意見を聞くこととしており、計画的な開発となり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p> <p>指針については、適正な指針となるよう必要に応じて見直しを行う。</p>		
<p>〔事業名〕 商店街の望ましい在り方についての検討</p> <p>〔事業内容〕 商店街について、市民を対象としたニーズ調査、商業機能の現況調査や分析などを行い、今後の商店街の在り方について検討する。</p> <p>〔実施時期〕 平成27年度～</p>	<p>市 商工会議所 まちづくり会社 ほか関係団体</p>	<p>まちの顔ともいえる中心商店街においては、それぞれの店舗における努力や商店街振興組合などの組織的な取り組み、あるいは関係機関による支援などこれまで様々な活性化施策が講じられてきたが、空き店舗の増加などにより活力が低下している状況にある。</p> <p>商店街組織をはじめ市や商工会議所、まちづくり会社、金融機関など関係団体が連携し、商店街についての市民や観光客のニーズの把握、アイディアの聴取や商業機能などについて詳細な調査・分析を実施し、今後の望ましい商店街の在り方について検討を行う。</p> <p>調査結果から導き出された課題を整理し、必要なハード・ソフト事業の実施につなげていくことで、景気など外部環境に左右されにくい魅力ある活気に満ちた商店街の形成を図っていく。</p> <p>他の取り組みと併せて実施しにぎわいのあるまちを実現するために必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 まちのにぎわい創出</p>	<p>まちづくり</p>	<p>イベントなどに使用する施設や設備等を整備することにより、中心市街地の賑わ</p>		

<p>整備事業</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地の賑わい創出につながる施設や設備等の整備に助成する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 29 年度～</p>	<p>り 会 社</p>	<p>いを創出する。</p> <p>商店街等の活力向上と、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 おもてなし環境整備事業</p> <p>〔事業内容〕 国内外の観光客の多様なニーズに対応し、地域の魅力ある観光地づくりを進めるため、市内の宿泊施設や飲食店等が行う受入環境の整備に助成する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 29 年度～</p>	<p>市</p>	<p>市内の宿泊施設や飲食店等がハラルやコーシャ、食物アレルギーなど特別な調理を必要とする者の受入環境の強化を目的に、調理施設の新設・改修に対し補助することにより、中心市街地の賑わいを創出する。</p> <p>商店街等の活力向上と、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 まちの魅力アップ応援事業</p> <p>〔事業内容〕 商店街等のまちづくり計画に基づいた店舗改修や家賃に対して補助する。(改修：1/2、上限200万円。家賃：2/3、上限160万円【1年目】、1/2、上限120万円【2年目】、1/3、上限80万円【3年目】) また、まちづくり計画の策定に協力する。</p> <p>〔実施時期〕 平成 31 年度～</p>	<p>市 ま ち づ く り 会 社</p>	<p>中心市街地における商店街等が商店街区域等において、まちづくり計画を策定し、計画に基づいた改修等を行った場合に、補助金を交付するとともに、市、まちづくり会社、タウンマネージャーが連携し、商店街等の計画策定に協力する。このことにより、自主的な取り組みによる調和のとれた魅力あふれるまちづくりを促進し、活力向上を実現するため必要である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

<b>[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性</b>
<p><b>(1) 現状</b></p> <p>本市の人口は市町村合併した平成17年から平成25年の間に4,711人、4.9%減少し、中心市街地においては1,693人、13.7%の減少率となっている。</p> <p>また、高齢化率を同様の比較で見ると、市全体では16.7%から28.5%に、中心市街地では26.0%から39.1%に推移し、特に中心市街地において、高齢化率が高い状況となっている。</p> <p>このような中、中心市街地においては自動車への依存度が高く、公共交通機関が十分発達していない本市においては、利用者のニーズにあった公共交通網が整備されていない。</p> <p><b>(2) 必要性</b></p> <p>今後、さらに人口減少や高齢化社会が進展することが予測される中、高齢者や障がい者など誰もが安心して快適に利用することのできる交通環境を整備することが必要である。</p> <p>本市は環境都市日本一を目指しており、中心市街地と周辺部との往来のしやすさを確保し、コンパクトで、住みやすい、環境に配慮したまちづくりを実現するためには、過度に自家用車に依存しないため公共交通のさらなる利便性向上を図っていくことが不可欠である。</p> <p><b>(3) フォローアップの考え方</b></p> <p>毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。</p> <p>また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

**[2] 具体的事業の内容**

**(1) 法に定める特別の措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

**(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

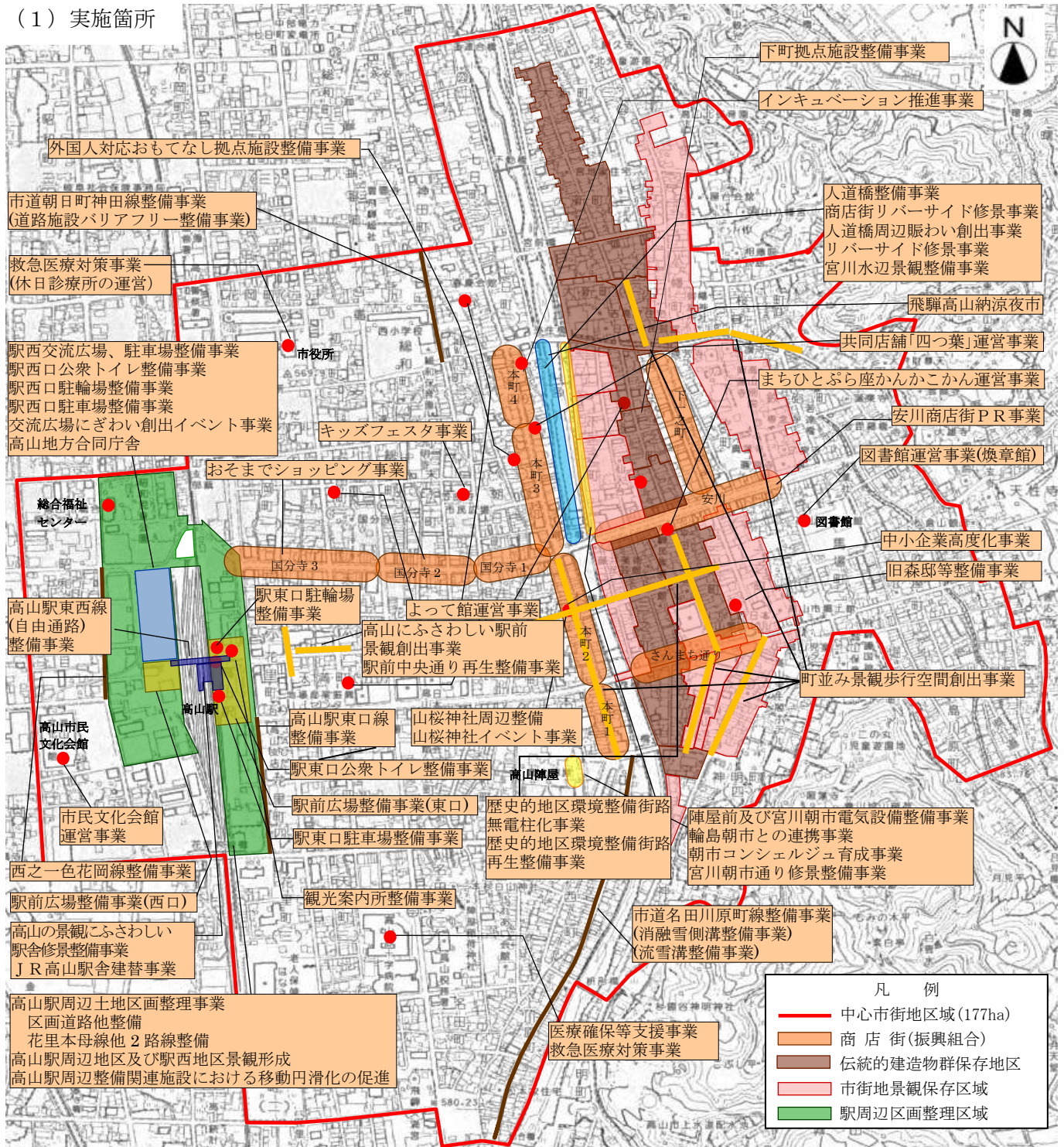
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 自転車利用の促進</p> <p>[事業内容] 環境にやさしく、健康にも良い自転車利用の促進を図る。</p> <p>[実施時期] 平成27年度～</p>	市	身近でできる実践活動として、まちなかの自転車移動を促進することで、渋滞緩和や環境負荷を低減する効果のほか、商店街の利用もしやすくなることから住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。		
<p>[事業名] 中心市街地における公共交通の利便性の向上</p> <p>[事業内容] のらマイカー及びまちなみバスの運行。</p> <p>[実施時期] 平成22年度～ 平成31年度</p>	市	市民や観光客に配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行することにより、公共交通機関による移動者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。		

<p>〔事業名〕 高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進</p> <p>〔事業内容〕 駅前広場、自由通路、駅舎など高山駅やまちなかの関連施設の整備に合わせて高齢者や障がい者などが移動しやすい環境を整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成10年度～ 平成29年度</p>	市	<p>駅前広場、自由通路、駅舎など高山駅やまちなかの関連施設の整備の際に移動円滑化に向けて取り組むことにより、高齢者や障がい者などが移動しやすくなることで、居住者や来訪者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地に自動車が集まる特定日に郊外の駐車場と中心市街地を専用バスで結ぶ。</p> <p>〔実施時期〕 平成8年度～</p>	市	<p>高山祭など特に自動車交通が中心部に集中する特定日において、郊外部の大型駐車場と中心市街地間で専用バスを運行することにより、まちなかの渋滞緩和を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 JR高山駅舎建替事業</p> <p>〔事業内容〕 自由通路と一体となりバリアフリーに配慮した橋上駅舎として整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～ 平成29年度</p>	東 海 旅 客 鉄 道	<p>高山駅は飛騨地域の交通結節点の拠点であり、バリアフリーに配慮された当市にふさわしい駅舎への建て替えを行うことにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

[ 3 ] 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(1) 実施箇所



凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	中心市街地(177ha)
<span style="color: orange;">—</span>	商店街(振興組合)
<span style="color: brown;">—</span>	伝統的建造物群保存地区
<span style="color: pink;">—</span>	市街地景観保存区域
<span style="color: green;">—</span>	駅周辺区画整理区域

- 【中心市街地全体を対象とする事業】**
- ・ スポット整備事業
  - ・ 景観重要建築物等修景事業 (景観重要建築物、市街地景観保存区域)
  - ・ 塙等設置補助事業
  - ・ 生け垣等設置補助事業
  - ・ 高山の景観にふさわしい看板設置補助事業
  - ・ 車両進入規制実験事業
  - ・ 公衆無線LAN整備実験事業
  - ・ 歴史的町並み保存事業
  - ・ 歴史的町並み防災対策事業
  - ・ 一般開放型民間施設整備事業 (民間便所一般開放)
  - ・ 緑地保全推進事業
  - ・ ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守
  - ・ 駐車場運営事業
  - ・ 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進
  - ・ 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守
  - ・ まちの縁側創出事業
  - ・ 高齢者健康づくり・介護予防支援事業
  - ・ 健康づくり推進事業
  - ・ まち歩きのスヌー
  - ・ 銭湯でまちづくり
  - ・ 子育て支援拠点施設の運営
  - ・ 日本遺産活用整備事業
  - ・ 児童遊園地管理事業
  - ・ 家族みんなでまち歩き
  - ・ 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化
  - ・ まちなか定住促進事業
  - ・ 移住交流促進事業
  - ・ 若者定住促進事業
  - ・ 空き家活用促進事業
  - ・ 住宅改造等各種住宅建築支援
  - ・ 建築物等耐震化促進事業
  - ・ 中心市街地特例通訳案内士育成事業
  - ・ 飛騨高山サマーフェスティバル事業
  - ・ 商店街魅力創出等調査事業
  - ・ 商店街機能強化事業
  - ・ 芸術家滞在交流事業
  - ・ ドリーミングショップ事業
  - ・ 総合的な空き店舗活用促進事業
  - ・ 文化財保護事業
  - ・ ふるさと伝承記録整備事業(祭礼復興事業)
  - ・ 世界文化遺産登録推進事業
  - ・ 地産地消推進事業
  - ・ 来訪者まちかど案内事業
  - ・ 観光案内機能の強化
  - ・ まちのぎわい創出整備事業
  - ・ 歴史ガイドボランティア育成事業
  - ・ 市民によるまちづくり活動事業
  - ・ 産学官協働によるまちづくり
  - ・ 協働により取り組む各種活性化イベント
  - ・ 外国人観光客への販売環境の充実
  - ・ バリアフリー観光の推進
  - ・ 伝統工芸品産業振興事業
  - ・ 地酒を核とした地場産品販路拡大事業
  - ・ シーズルシャッター、ショーウィンドー化工事促進事業
  - ・ 街路灯整備の促進
  - ・ 駐車場利用促進事業
  - ・ 商店街活性化支援事業
  - ・ タウンモビリティ事業
  - ・ アニメをテーマにしたイベント事業
  - ・ 飛騨高山街コン事業
  - ・ 飛騨高山あんなき街なか講座事業
  - ・ 飛騨高山まちなみコンサート
  - ・ 小売店舗の適正配置指針の見直し
  - ・ 商店街の望ましい在り方についての検討
  - ・ 自転車利用の促進
  - ・ 中心市街地における公共交通の利便性の向上
  - ・ 臨時駐車場対策事業(特定日シャトルバス運行)
  - ・ おもてなし環境整備事業
  - ・ まちの魅力アップ支援事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

庁内推進体制

(1) 高山市中心市街地活性化推進室の設置

高山市では専門的かつ集中して中心市街地の活性化に取り組むため、平成21年4月に商工観光部商工課内に中心市街地活性化推進室を設置した。

(2) 高山市中心市街地活性化推進会議の設置

高山市の中心市街地の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月30日に副市長を委員長とし部長級の職員で構成する高山市中心市街地活性化推進会議を設置した。

推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課(室)長で構成する幹事会を設置した。

■高山市中心市街地活性化推進会議名簿

職 名	
委員長	理事
副委員長	都市政策部長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民活動部長
委員	福祉部長
委員	市民保健部長
委員	環境政策部長
委員	農政部長
委員	林政部長
委員	商工観光部長
委員	海外戦略部長
委員	建設部長
委員	教育委員会事務局長

■高山市中心市街地活性化推進会議 幹事会名簿

職 名	
幹事	企画課長
幹事	ブランド戦略課長
幹事	危機管理課長
幹事	財政課長
幹事	税務課長
幹事	協働推進課長

幹事	生涯学習課長
幹事	福祉課長
幹事	子育て支援課長
幹事	高年介護課長
幹事	健康推進課長
幹事	医療課長
幹事	環境政策推進課長
幹事	生活環境課長
幹事	農務課長
幹事	林務課長
幹事	商工課長
幹事	観光課長
幹事	海外戦略課長
幹事	建設課長
幹事	維持課長
幹事	都市計画課長
幹事	建築住宅課長
幹事	教育総務課長
幹事	文化財課長

■ 中心市街地活性化推進会議の開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成 27 年 1 月 27 日	第 1 回推進会議の開催	中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 高山市議会

市議会に対して、所管する委員会協議会において、計画の内容についての報告を行った。

■ 高山市議会文教産業委員会等の開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成 26 年 9 月 19 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化基本計画（骨子）について
平成 28 年 6 月 17 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化策の進捗状況について
平成 29 年 2 月 20 日	高山市議会文教産業委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年 6 月 19 日	高山市議会産業建設委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年 2 月 20 日	高山市議会産業建設委員会	中心市街地活性化基本計画の変更について

**[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項**

中心市街地活性化協議会は、商工会議所、株式会社まちづくり飛騨高山のほか有識者や関係団体を構成員とし平成 22 年 1 月 27 日に設立した。

事務局は、高山商工会議所が担当している。

名称：高山市中心市街地活性化協議会

設立：平成 22 年 1 月 27 日

目的：協議会規約第 3 条に規定

基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する

中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換

中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

協議会活動の情報発信

前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

**◆高山市中心市街地活性化協議会 委員名簿**

役職	所属団体	職名	根拠法令
会長	高山商工会議所	会頭	法第 15 条第 1 項
委員	株式会社 まちづくり飛騨高山	社長	法第 15 条第 1 項
委員	高山商工会議所 商業部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市商店街振興組合連合会	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 交通運輸部会	部会長	法第 15 条第 4 項
委員	一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市町内会連絡協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	社会福祉法人 高山市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市教育委員会	委員	法第 15 条第 4 項
委員	高山金融協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山警察署	署長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 女性会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 青年部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	公益社団法人 高山青年会議所	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市景観町並保存連合会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	飛騨高山まちづくり本舗	代表	法第 15 条第 4 項

オブザーバー

-	岐阜県飛騨県事務所	所長	-
---	-----------	----	---

## 高山市中心市街地活性化協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、高山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、高山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 高山市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する
- (2) 高山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (3) 高山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (4) 高山市中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 協議会活動の情報発信
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、高山商工会議所内に置く。

### (委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの
  - (2) 法第15条第4項の規定に該当するもの
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

### (役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は、高山商工会議所会頭が就任する。また、副会長は、会長が選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に都合あるときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

### (会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年1月27日から施行する。

(1) 開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成27年1月28日	第1回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について
平成28年4月28日	第2回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成29年2月6日	第3回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成29年6月2日	第4回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年1月29日	第5回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年4月27日	第6回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
平成30年6月1日	第7回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成30年9月18日	第8回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成31年2月6日	第9回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年5月31日	第10回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画の変更について

(2) 意見書提出

- ① 平成27年 2月 5日提出 (意見内容については、P146に掲載)



② 平成28年 2月12日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

③ 平成29年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

④ 平成29年 6月 2日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑤ 平成30年 1月29日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑥ 平成30年 6月 1日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑦ 平成30年 9月18日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑧ 平成31年 2月 6日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

⑨ 令和元年 5月31日提出

[意見]

高山市中心市街地活性化基本計画の変更は妥当である。

## 高山市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

高山市が平成27年4月から平成32年3月までを期間として策定される高山市中心市街地活性化基本計画(案)につきまして、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

### 記

#### 【基本計画について】

高山市が誇る歴史や伝統文化を未来に継承するとともに、多様なニーズに応える便利で快適なまちづくりを進めるものであり、その内容については概ね妥当であると認める。

#### 【附帯意見】

なお、基本計画案では高山市の中心市街地を活性化させる総合的、一体的に取り組むべき具体的な施策を明示したものであるが、より効果的に推進されるため、次の意見を申し添える。

1. 基本計画掲載事業について、その進捗状況や成果の把握に努めるとともに、当協議会とも協議の上、社会情勢等の変化等も鑑み、必要に応じて適切な改善措置を講じること。
2. 事業の実施にあたっては市民、関係団体等との連携を密接にし、関係省庁や県からの有効な支援を受けること。
3. 中心市街地の活性化や目標の達成に有効な事業については追加するなど、計画の変更については柔軟な対応を取ること。

平成27年2月5日

高山市中心市街地活性化協議会  
会長 北村 裕



### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

##### ① 全体的なニーズの把握

高山市第八次総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）を策定するにあたり、市民や団体を対象としてアンケートを実施し、中心市街地に関する事項も設けニーズの把握を行った。

今回の基本計画策定にあたっては、このアンケート調査の結果内容を反映・参考とした。

##### ○市民アンケート

- ・対象 18 歳以上の男女、3,000 人を対象（男女各 1,500 人）
- ・実施時期 平成 25 年 5 月 17 日～6 月 7 日

##### ○団体アンケート

- ・対象 市内に事務所を有する団体 250 団体  
(地区連合町内会、市登録市民活動団体、福祉関係団体等)
- ・実施時期 平成 25 年 5 月 24 日～6 月 14 日

##### ② 商業関係団体のニーズの把握

中心市街地の活性化には商業及び商店街の振興が不可欠であることから、商工会議所及び商店街振興組合等との懇談会を設け、意見聴取をするとともに、内容を反映・参考とした。

##### ③ 中心市街地周辺地域住民のニーズの把握

中心市街地には多くの都市機能が集積しており、エリア内の居住者だけでなく市全域から多くの市民が利用するために訪れる地域である。

普段、中心市街地のニーズについて声が届きにくい中心市街地周辺部（平成 17 年の合併により新たに高山市となった支所地域）へ出向き、懇談会の場を設け、ニーズの把握に努めた。

(支所地域 9 か所×1 回)

#### (2) 地域ぐるみでの取り組みの状況

##### ① 株式会社まちづくり飛騨高山

株式会社まちづくり飛騨高山は、飛騨高山の有する歴史、文化、伝統など地域特性を活かし、地域住民に喜ばれ親しまれる中心市街地とともに、観光客をはじめ訪れる人たちにとって魅力ある活気にあふれたまちづくりの推進を目的とし、「中心市街地の活性化に関する法律」の規定に基づく会社として平成 21 年 3 月に設立された。

(出資額：高山商工会議所 3,000 万円、高山市 500 万円、高山本町会商店街振興組合 250 万円、十六銀行 250 万円、大垣共立銀行 250 万円、北陸銀行 250 万円、高山信用金庫 250 万円、飛騨信用組合 250 万円)

平成 27 年度からは構成団体より職員を派遣し人員体制を確保するとともに、空き店舗活用を核とした中心市街地活性化の取り組みを一体的に進めていく。

##### ② 飛騨高山まちづくり本舗

高山市商店街振興組合連合会は、商店街の空き店舗を改装し市民と商店街で運営される「まちひとぷら座かんかこかん」を平成 15 年 3 月に開設した。まちひとぷら座かんかこかんは、「こどもひろば」、「ま

ちづくりひろば」、「情報広場」の三本柱で活動機能が構成されており、その中の「まちづくりひろば」の活動を具体的に進めていくための受け皿団体として「飛驒高山まちづくり本舗」を平成16年4月に設立。

誰もが気軽に立ち寄り利用することのできる「まちの縁側」として、市民と商店街によって運営されている。現在では、まちづくり活動のための各種イベントの企画開催等により、市民・団体・行政等とのネットワークが確立され、市民主体のまちづくり活動としての発信基地として定着している。

<活動内容>

- ・まちづくり通信の発行
- ・りんくるりんみんなで納涼縁日
- ・夏休み寺子屋かんかこかん
- ・冬のあったか縁日
- ・子どもまち探険等

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方			
( 1 ) 高山市第八次総合計画（平成 27 年～平成 36 年）における位置づけ			
【土地利用】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の実態把握や秩序ある土地利用の推進などにより総合的な土地利用をすすめます。</li> <li>・中心市街地における都市機能の集積、各地域の核となる地区における居住環境の向上や産業振興の促進などにより利便性を高める土地利用をすすめます。</li> <li>・良好な景観の保全・活用や農業生産基盤の整備、企業の集積や立地の促進などにより地域特性を活かす土地利用をすすめます。</li> <li>・災害時のライフライン確保のための基盤整備や土地の安全性に対する意識の醸成などにより安全・安心を確保する土地利用をすすめます。</li> </ul>			
[ 2 ] 都市計画手法の活用			
( 1 ) 準工業地域における大規模集客施設立地の規制			
準工業地域に指定されている地区について大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定			
平成 22 年 2 月 都市計画案縦覧期間			
平成 22 年 3 月 都市計画審議会			
平成 22 年 4 月 都市計画決定告示			
[ 3 ] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等			
( 1 ) 庁舎などの行政機関、病院・学校等の立地状況			
施設大分類	施設小分類	市内施設数	中心市街地活性化区域
官公署施設	市庁舎	10 施設	本庁
	法務省機関	2 施設	岐阜地方法務局高山局、高山拘置支所
	財務省機関	1 施設	高山税務署
	厚生労働省機関	4 施設	ワークサロンたかやま
	国土交通省機関	2 施設	-
	県機関	1 施設	-
	警察機関	19 施設	高山警察署、駅前交番、安川交番
	裁判所	1 施設	岐阜地方裁判所高山支部
都市計画 (地域地区)	都市計画区域		活性化区域全域
	用途地域		活性化区域全域
	特別用途地区	3 地区	-
	高度地区	6 地区	城下町地区(13m)、安川通り地区(16m)、陣屋後背地地区(19m)、 駅東地区(22m)、駅西地区(22m)、駅周辺地区(31m)
	防火地域	1 地域	防火地域
	準防火地域	1 地域	準防火地域
	風致地区	4 地区	-
	駐車場整備地区	1 地区	駐車場整備地区
	伝統的建造物群 保存地区	2 地区	三町伝建地区、下二之町大新町伝建地区
	地区計画	1 地区	-

都市計画 (都市施設)	公園・緑地	12 施設	昭和児童公園
	駐車場	3 施設	弥生橋駐車場、花岡駐車場、神明駐車場
	汚物処理場	1 施設	-
	市場	1 施設	-
	公共下水道	1 施設	-
	と畜場	1 施設	-
	ごみ焼却場	1 施設	-
都市計画 (市街地開 発事業)	土地区画整理事業	3 事業	高山駅周辺土地区画整理事業
公園	都市公園	36 か所	川上別邸史跡公園、大雄寺広場、中橋公園、宮川水辺ふれあい公園、市民広場、七日町広場、昭和児童公園、まちの博物館公園
	地区公園	39 か所	-
市営住宅	市営住宅	822 戸	-
JR	JR 駅	6 駅	高山駅
高速バス	高速バス停留所	5 か所	高山濃飛バスセンター
郵便事業所	郵便局会社	29 事業所	高山、八幡、上之一町、名田
駐車場	市営駐車場	11 か所	広小路、神明、弥生橋、えび坂、花岡、空町、かじ橋、天満、不動橋
福祉施設	福祉センター	11 施設	総合
児童福祉施設 (関連施設)	保育園	25 園	総和、西、北
	児童厚生施設	5 施設	昭和児童センター、ふれあい児童館
	母子生活支援施設	1 施設	-
	児童養護施設	1 施設	-
	福祉型障がい児 入所施設	1 施設	-
	障がい児通所支 援事業所	7 施設	あゆみ学園、なちゆるる
	児童相談所	1 施設	-
	留守家庭児童教 室	15 教室	西小
	子育て支援センタ ー	1 か所	-
	つどいの広場	11 か所	ひとまちぷら座かなかこかん
	病児保育室	1 か所	-
	児童遊園	6 か所	東、一本杉、北
	高齢者施設	老人保健施設	5 施設
老人いこいの家		4 施設	ふれあい
デイサービスセン ター		40 施設	健俤倶楽部、おふくろ苑、レコルテ、まんてん、さんさん通り、ふれ あい
認知症対応型デ イサービスセンタ ー		5 施設	ふれあい
グループホーム		7 施設	-
軽費老人ホーム		1 施設	-
有料老人ホーム		5 施設	-
(特別)養護老人 ホーム		5 施設	-
医療施設	中核病院	2 施設	高山赤十字病院
火葬場	火葬場	3 施設	-
ごみ処理施 設	ごみ処理施設	7 施設	-
消防施設	消防庁舎	7 施設	-
観光施設	観光施設(公設)	33 か所	飛騨高山観光案内所
ゴルフ場	ゴルフ場	8 か所	-
スキー場	スキー場	7 か所	-

金融機関	十六銀行	3 箇所	高山支店、高山駅前支店
	大垣共立銀行	2 箇所	高山支店
	富山第一銀行	1 箇所	高山支店
	北陸銀行	1 箇所	高山支店
	高山信用金庫	15 箇所	本店、川西支店、八軒町支店、さんまち通り支店、駅前支店、駅西支店
	飛騨信用組合	13 箇所	本店、けやき通り支店、城山支店、本町サテライト出張所
	東海労働金庫	1 箇所	高山支店
文化教育施設	小学校	19 校	西小
	中学校	12 校	
	高等学校	4 校	-
	短期大学	1 校	-
	特別支援学校	2 校	高山日赤分校
	幼稚園	3 園	-
	適応指導教室	1 教室	-
	勤労青少年ホーム	1 施設	
	青少年交流の家	1 施設	-
	文化会館	1 施設	市民文化会館
	文化伝承館	1 施設	-
	公民館	15 施設	市公民館
	図書館	10 施設	煥章館
	指定文化財(建造物)	107 施設	国分寺本堂、日下部家住宅、吉島家住宅ほか 14 施設
歴史文化施設	9 施設	市政記念館、松本家住宅、宮地家住宅、飛騨高山まちの博物館	
体育施設	屋内運動場	18 施設	-
	野球場	1 施設	-
	テニスコート	8 施設	-
	陸上競技場	2 施設	-
	プール	4 施設	-
	相撲場	1 施設	-
	武道場	2 施設	-
	グラウンド	16 施設	-
	ゲートボール場	17 施設	八幡屋内ゲートボール場

#### [ 4 ] 都市機能の集積のための事業等

4から8に記載した事業のうち、都市機能の集積に寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

##### 4. 市街地の整備改善

- 高山駅周辺土地区画整理事業
- 駅東口駐車場整備事業
- 駅東口駐輪場整備事業
- 駅前広場整備事業
- 高山駅東西線（自由通路）整備事業
- 駅東口公衆トイレ整備事業
- 観光案内所整備事業
- 旧森邸等整備事業
- 交流広場等整備事業

##### 5. 都市福利施設の整備

- まちの縁側創出事業

##### 6. 街なか居住の推進

- 若者定住促進事業
- まちなか定住促進事業

##### 7. 経済活力の向上

- 外国人対応おもてなし拠点施設整備事業
- 商店街機能強化事業
- ドリーミンショップ事業
- 総合的な空き店舗活用促進事業

##### 8. 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進

- 高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進



## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的、試行的な活動の内容、結果等

#### ○飛騨高山高校生のまちづくり参画

商店街で毎年行っているディスプレイコンテストに地元高校生が参加しショーウィンドーの飾り付けを行ったほか、商店街区域内にあるテーマ型コミュニティ施設「よって館」においてショップ体験として駄菓子の販売を行うなど、高校と商店街の協働によるまちづくりに取り組んでいる。

#### ○障がい者モニターツアー

平成 8 年よりバリアフリーに関するモニターツアーを実施し、障がいを持つ方などから聴取した意見を道路、公衆トイレのバリアフリー化をはじめとする施策に反映している。道路整備においては歩車道の段差解消とともに、細目のグレーチングを使用し車椅子やベビーカーが支障なく通行できるよう整備している。

また、誰にもやさしいまちづくり条例を制定し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に定める内容よりも強化した独自基準を制定したほか、バリアフリーに取り組む事業者を認定するなどの取り組みを行っている。

## [2] 都市計画等との調和

高山市の中心市街地活性化基本計画には、各種の上位計画がある。

本計画の策定に際し、特に市街地の整備改善のための事業については、高山市第八次総合計画の基本方針を踏まえ、高山市都市基本計画との調和を保つこととしている。

### (1) 高山市第八次総合計画〔平成27年3月策定予定〕

高山市第八次総合計画は平成27年度から平成36年度までの10年を期間とし、都市像を「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」と定めている。

総合計画中、分野別計画\_\_（産業・労働）\_\_商業の中で、中心市街地については、郊外型大型店舗等との顧客獲得競争や後継者不足などによって空洞化が進み、まち全体の個性や魅力、利便性などが低下しつつある中で、地域資源の活用などにより、商品サービスの個性や魅力、利便性の向上を図ることを課題としている。

また、[目指す姿の実現に向けた取り組みの方向性]において、商店街の機能や魅力の向上、まちなかのにぎわいの創出、空き家・空き店舗活用の促進などによりにぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化を図ることとしている。

[施策の概要]においては、「にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化」の中で、

- ・環境に配慮した街路灯への切り替えやアーケード・シースルーシャッターの設置への支援などによる商店街の機能や魅力の向上
- ・宮川を中心として朝市や商店街を回遊できる歩行者環境の整備による良好な景観保持と回遊性の向上
- ・中心市街地への移住支援などによるまちなか居住の促進

[新たな商業の創出]の中で、

- ・空き店舗を活用したチャレンジショップなどの整備による起業家の育成を位置付けている。

また、まちづくり指標として中心商店街の営業店舗数を現状値365店舗から、中間目標（平成31年）371店舗、目標（平成36年）374店舗としている。

### (2) 高山市都市基本計画〔平成24年3月策定〕

平成24年3月に策定された高山市都市基本計画の中で、まちづくりの方向として、「快適で便利なまちをつくる」「温かいまちをつくる」「自立したまちをつくる」「個性あるまちをつくる」「気持ちの良いまちをつくる」の5点を掲げ、市街地については、「土地利用の純化を図り、秩序ある市街地の形成に努める」「高山市及び飛騨地域の中心として、商業、業務、公共施設など都市機能の集積や強化をはかる」「ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰にもやさしいバリアフリーのまちづくりをすすめる」「歴史的資源、文化的資源の保存と活用をはかるとともに、伝統文化と調和した美しい都市景観の創出をはかる」「幹線及び生活道路の整備や緑あふれる空間の創出、まちなかの空間を活用した公園の整備など、都市基盤の整備をすすめる」「市街地の拡散を防止し、にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化をはかる」「豊富な地域資源を活用した観光拠点の整備及び充実により、観光産業の振興をはかる」としている。

### (3) 高山市地域公共交通網形成計画〔平成27年3月策定予定〕

都市交通計画の基本的な方向性を、「最低限の「生活環境の質（QOL）の確保を将来にわたり保証する」「ユニバーサルデザインの視点を踏まえた地域公共交通を整備する」「多くの人にメリットのある地域公共交通を整備する」「交通事業者、市民、行政の協働による持続可能な地域公共交通を整備する」「効率的で低コストな地域公共交通を整備する」としており、整備方針として「交通事業者運行路線と高山市自主運行バスとの共存・相互補完を図る」「地域の交通資源を活用する」「安全・安心な公共交通を整備する」「サービス水準を適正化する」「不特定多数の利用者が利用できる地域公共交通として整備する」「利用者に一定の負担を求める」「交通事業者、市民、行政の協働による地域公共交通の整備・運営を行う」としている。

以上のように、本市では、基本計画の策定に際し、都市基本計画等との調和を図りながら、中心市街地の活性化に努めることとする。

### 〔3〕 その他の事項

#### ○歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、全国に先駆けて国の認定を受けた。

本市の歴史的風致は、長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺の市街地、及びそこで行われる祭礼行事や年中行事など、歴史と伝統を反映した人々の活動という要素が一体となっている。

計画において、本市の中心市街地を含む城下町高山区域を重点区域に設定し、重点区域の歴史的風致を守り向上させていくことで、伝統的な形態の生活が残る周辺の農山村地域を含めた市全体の魅力を高めていくこととしている。

歴史的な建造物の保存・復原・活用や伝統行事の資質向上とともに、人や文化財とふれあう周遊ルートなどの整備などに取り組んでいる。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1[5] 中心市街地の課題 (P49) に記載 1[6] 中心市街地活性化の基本方針 (P51～P54) に記載
	認定の手續	9[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 (P142～P146) に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2[2] 区域 (P55～P56) に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 (P140～P148) に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 (P149～P152) に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項 (P153～P155) に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8までに (P81～P139) に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3 中心市街地活性化の目標 (P61～P80) に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8までに (P81～P139) に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8までに (P81～P139) に記載

## 高山市中心市街地活性化基本計画

---

平成27年4月

(平成27年 3月27日認定)

(平成28年 3月15日変更)

(平成29年 3月24日変更)

(平成29年 7月28日変更)

(平成30年 3月23日変更)

(平成30年 8月10日変更)

(平成30年11月29日変更)

(平成31年 3月26日変更)

(令和元年 9月 3日変更)

発行 高山市

企画編集 高山市都市政策部都市計画課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

TEL 0577-32-3333 (代)